

			<p>【研究報告】</p>	<p>土壌汚染対策に関連する 調査・研究 〔土壌汚染関連条例の整理〕 〔土壌汚染対策報告書例の作成〕</p>
--	--	--	---------------	--

2016年4月

土木学会  
建設技術研究委員会  
土壌・地下水汚染対策研究小委員会

--	--	--	--	--

## はじめに

土壤汚染対策法は、調査を行う事で土壤汚染の状況を把握し、措置をとることで人への健康被害を防止することを目的として、平成15年4月に施行されました。その後、法の適用を受けない自主調査による汚染発見の増大、掘削除去による対策の偏重、場外への不適正処理による汚染拡散の懸念、自然由来汚染への対応などが課題として浮き彫りになり、平成22年4月、平成23年7月にはそれまでの状況を踏まえ、土壤汚染対策法が改正、施行されました。3,000m<sup>2</sup>以上の土地改変の場合を調査の契機に追加、規制対象区域を形質変更時要届出区域（形質変更時に土壤汚染対策が必要な区域）と要措置区域（すぐ土壤汚染対策が必要な区域）に分類し、対策についても盛土から掘削除去まで汚染状況に応じて対応することとされています。

公益社団法人土木学会 建設技術研究委員会 土壤・地下水汚染対策研究小委員会では、改正土壤汚染対策法に関して、2011年、2012年に研究活動テーマとして掲げ、「改正土壤汚染対策法の要点」と現場で直面する課題を「Q&A」としてわかりやすく解説したところです。また、土壤汚染対策法が改正されたことを受けて、全国の自治体でも条例を見直す契機となりましたので、2013年、2014年、2015年では、当研究小委員会で「土壤汚染関連条例の整理」を研究活動テーマの1つに上げました。さらに、土壤汚染対策法では汚染土壌対策を実施した後に、適正に実施したことを措置完了報告書として行政に提出する必要があるため、「土壤汚染対策報告書例の作成」を2つ目のテーマとして取り組んできました。

1つ目のテーマについては、第一章で「土壤汚染対策法と都道府県・政令市が定めている条例の調査」として、土壤汚染対策法と対比することで、法と足並みを揃えた共通点や、独自性を出した法との相違点をわかりやすく整理しています。業務を実施する際には各自自治体への確認・協議を必ず実施していただく必要がありますが、事前検討や概要を把握するための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

2つ目のテーマについては、第二章で「土壤汚染対策工事 完了報告書」として参考となる雛形を取りまとめました。汚染土壌対策としては、土壤汚染対策法が汚染の摂取経路の遮断を基本とする流れは当初から変わらないものの、区域指定の解除には掘削除去が多く選択されている現状を踏まえ、掘削除去措置を実施した場合を例にとり、報告に必要なポイントを踏まえながら作成しています。完了した工事について報告する際の手引きであり、届出書の別添資料として添付する報告書の作成例となっています。なお、本報告書例を、下記のサイト\*からダウンロードしてお使いいただけるようになっております。

今後も土壤汚染に関する対応は、その対処ケースを変化させながらも、建設工事を成功に導くための必要な要素と考えます。本研究活動の成果が、土壤汚染問題の解決に向けて邁進する技術者や関係される皆様にとって、成功への一助となりましたら幸甚です。

※土木学会ホームページ－委員会活動－調査研究部門－VI分野（建設技術マネジメント）  
－建設技術研究委員会－小委員会一覧－土壤・地下水汚染対策研究小委員会

## 目 次

第一章 土壌汚染対策法と都道府県・政令市が定めている条例の比較調査 -----	1
1.1 調査の概要 -----	1
1.1.1 調査の目的 -----	1
1.1.2 調査内容 -----	1
1.1.3 調査対象条例 -----	3
1.2 調査結果 -----	3
1.2.1 調査結果概要 -----	3
1.3 土壌汚染対策法と各自治体の条例の比較表、Q & A、ウェブサイト -----	26
第二章 土壌汚染対策法に基づく工事終了報告書の作成の手引き -----	85
2.1 手引きの概要 -----	85
2.1.1 作成の手引きについて -----	85
2.1.2 手引きの対象工事の条件 -----	85
2.1.3 手引き使用にあたっての注意 -----	85
2.2 報告書例 -----	85

# 第一章 土壤汚染対策法と都道府県・政令市が定めている条例の比較調査

## 1.1 調査の概要

### 1.1.1 調査の目的

土壤汚染の調査・対策については、「土壤汚染対策法（以下、法）」および「都道府県・政令市が定めている条例（以下、条例）」でそれぞれ契機、対象物質と基準、実施や手続きの方法等が定められており、これらに従って実務を進めていくことになる。土壤汚染の分野は比較的新しい分野であることから、法、条例ともに、新たな課題や社会的要求に対応した改正や運用の見直しが行われている。このような状況を踏まえ、各自治体管轄で実務を行う際には、法と条例のそれぞれの特徴及び関係性を把握して適切に対応することが要求される。

本調査では法と各条例を比較検討することにより、各条例の法との差異と特徴を抽出し、運用上の特徴に関する情報もできる限り収集して、各自治体管轄にて実務を行ううえでの留意点が簡潔に把握できるようにまとめることを目的とした。

### 1.1.2 調査内容

調査内容は以下の3項目について行った。

- ①各条例に関する文献の収集と内容の把握
- ②法と条例の比較表の作成と特徴のまとめ
- ③自治体担当者へのヒアリングによる情報の確認と深化

### 1.1.3 調査対象条例

法と条例の比較調査は、当委員会ワーキンググループで抽出した25の条例について行った。内訳は都道府県で定めている条例が13、土壤汚染対策法の政令市で定めている条例が11、その他条例が1であった。

調査した条例の一覧を表1.1.1に示す。

表 1.1.1 調査した条例の一覧

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・指導指針等の名称
1	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 岩手県土壌汚染対策指針
2	山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例
3	群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例
4	埼玉県	生活環境保全条例（第3節土壌環境及び地下水質の保全）
5	埼玉県さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例
6	埼玉県草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例
7	千葉県	千葉県環境保全条例
8	千葉県千葉市	千葉市環境基本条例、千葉市環境保全条例 千葉市土壌汚染対策指導要綱
9	千葉県市川市	市川市環境保全条例
10	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 東京都土壌汚染対策指針
11	神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
12	神奈川県横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例
13	神奈川県川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
14	神奈川県横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例
15	新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例
16	長野県長野市	長野市公害防止条例
17	静岡県浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱
18	愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例 愛知県土壌汚染等対策指針
19	愛知県名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 土壌汚染等対策指針 土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針
20	愛知県春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例 土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針
21	三重県	三重県生活環境の保全に関する条例
22	滋賀県	滋賀県公害防止条例
23	滋賀県野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例
24	大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例
25	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例

## 1.2 調査結果

### 1.2.1 調査結果概要

土壤汚染対策法と条例の調査結果の概要を表 1.2.1 に示す。

なお表中の「環境省の分類」は、「平成 25 年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(平成 27 年 6 月、環境省)中の「6.5 条例等の制定状況」を参照した。「土壤汚染対策法と条例の調査結果」の小見出しの番号とは完全には一致しない。

表 1.2.1 土壌汚染対策法と条例の調査結果の概要

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
1	岩手県	<p>県民の健康で 快適な生活を 確保するための 環境の保全に 関する条例</p> <p>岩手県土壌汚染 対策指針</p>	<p>①③④ ⑤⑦</p>	<p>【①調査契機】健康有害物質取扱者は、工場・事業場廃止時又は建築物除却時に土壌汚染調査を実施し、結果を知事に届出すること（条例第 69 条）</p> <p>【②独自の基準】水質汚濁法第二条第二項の 28 物質 ※土対法の特定有害物質+1,2-ジクロロエチレン+アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物+塩化ビニルモノマー+1,4-ジオキサン（条例第 70 条）</p> <p>【③情報管理・行政報告】調査結果が基準超過の場合は知事に届出すること（条例第 70 条）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】土壌汚染状態測定の実施地点は、敷地内の健康有害物質を取扱う場所を中心として、当該物質の地下浸透の可能性がもっとも高い場所で測定すること（指針第 2 の 1(1)）</p> <p>【⑦未然防止】健康有害物質取扱者は年 1 回以上、土壌又は地下水を調査して結果を記録すること（条例施行規則第 33 条(4)）</p>
2	山形県	<p>山形県生活環境 の保全等に 関する条例</p>	<p>①④⑥ ⑦⑧</p>	<p>【①調査契機】その事業活動に伴い当該特定事業場の敷地内の土壌が汚染されているおそれがあると認めた場合（地下水環境基準を超過した場合を含む）（第 26 条第 1 項）当該特定事業場を廃止する場合又は当該特定事業場に係る建築物を建て替える場合（第 26 条第 2 項）</p> <p>【②独自の基準】水質汚濁法第二条第二項の 28 物質（第 25 条第 1 項）</p> <p>【③情報管理・行政報告】 調査の結果、基準不適合の場合は知事の報告すること（第 26 条第 3 項）。地下水環境基準を超過した場合は知事に報告しなければならない（第 25 条第 2 項）。</p> <p>【⑦未然防止】有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定事業場の設置者は、地下水又は当該特定事業場内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない（第 25 条第 1 項）。</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
3	群馬県	群馬県の生活 環境を保全する 条例	①⑤⑦ ⑧	<p>【①調査契機】【③情報管理・行政報告】【⑦未然防止】 水質有害物質使用特定施設、水濁法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、条例若しくは水濁法の点検により土壌の汚染のおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する異常を発見したとき、又は施設の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壌に浸透しているときは、速やかに知事に通報するとともに、指定調査機関に土壌汚染状況調査をさせて、その結果を知事に報告しなければならない（第45条）。</p>
4	埼玉県	生活環境保全 条例（第3節 土壌環境及び 地下水質の 保全）	①⑤⑦ ⑧	<p>【①調査契機】特定有害物質取扱事業者は、事業所廃止時、事業所の一部又は全部を除却する際に土壌汚染調査を実施する（条例第79条第1項）。</p> <p>【②独自の基準】土壌汚染基準（土対法指定基準25物質に同じ）および地下水汚染基準（25物質+塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン）（施行規則第64条）</p> <p>【③情報管理・行政報告】調査結果は速やかに知事に報告するとともに公表すること（条例第77条第2項）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】土地の履歴調査（土地改変面積が3,000㎡以上）を実施する。対象地内に井戸がある場合は地下水調査を実施する。土壌ガス検出、土壌溶出量・地下水基準を超える単位区画について詳細調査および地下水調査を実施する（条例第80条第1項及び第2項）。</p> <p>【⑦未然防止】現在取り扱っている特定有害物質が地下に浸透したり、公共用水域に流出しないよう、適正に管理すること。特定有害物質による土壌又は地下水汚染の状況を調査すること（条例第77条第1項）</p>
5	埼玉県 さいたま市	さいたま市生活 環境の保全に 関する条例	①⑤⑦	<p>埼玉県条例に同じ。</p> <p>【①調査契機】埼玉県条例との関係は、（条例第79条（3））調査契機の拡充（特定有害物質の貯蔵施設の除却）と（条例第81条）周辺の住民への周知に関する規定が新たに追加されている。</p>



No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
6	埼玉県 草加市	草加市公害を 防止し市民の 環境を確保する 条例	①⑦	<p>【①調査契機】埼玉県条例との関係は、土地改変者の調査義務が県条例で3,000m<sup>2</sup>以上に対し、市条例では1,000m<sup>2</sup>以上となっているところに留意する（施行規則第22条）。</p> <p>※市条例第39条の土壌及び地下水の汚染の調査並びに対策に関する指針は、県条例の埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針と同じである（施行規則第21条）。</p>
7	千葉県	千葉県環境保全 条例	⑧	<p>【⑦未然防止】工場又は事業場において特定物質を製造し使用し又は保管している事業者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該特定物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない（第51条）。</p>
8	千葉県 千葉市	千葉市環境基本 条例  千葉市環境保全 条例  千葉市土壌汚染 対策指導要綱	①⑤⑦ ⑧	<p>【①調査契機】開発行為（3000m<sup>2</sup>以上）着手前に開発区域の過去の利用状況（履歴調査）を実施し、その結果を市長に報告（要綱第3条）</p> <p>【②独自の基準】 調査対象物質にダイオキシン類を含む（要綱第2条）。</p> <p>【③情報管理・行政報告】 土壌履歴調査結果報告書の提出（要綱第3条第2項） 土壌調査結果報告書の提出（要綱第4条第3項） 土壌汚染の除去等の実施報告書の提出（要綱第5条第2項） 土壌汚染に関する調査計画等報告書の提出（要綱第8条）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】独自の汚染土壌の処理対策の措置の完了要件の追加設定（千葉市土壌汚染調査・対策指針 第5）</p>
9	千葉県 市川市	市川市環境保全 条例	①③⑤ ⑥⑦⑧	<p>【①調査契機】法令等に定めのない土壌汚染に係る調査等の要請（条例第63の3）</p> <p>【②独自の基準】（条例第63条の4第1項）の規定に基づく指定区域の指定・公示</p> <p>【⑦未然防止】対象物質の使用等の届出（条例第54条） 対象物質の使用等の方法若しくは対象物質による土壌</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
				<p>の汚染の防止の方法の改善又は対象物質の使用等の一時停止命令（条例第 62 条）</p> <p>事故時の措置（応急措置内容の市長への報告含む）（条例第 64 条）</p>
10	東京都	<p>都民の健康と 安全を確保する 環境に関する 条例</p> <p>東京都 土壌汚染対策 指針</p>	<p>①⑤⑦ ⑧</p>	<p>【①調査契機】敷地面積 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行おうとするとき、履歴調査を報告(条例第 117 条 1 項)</p> <p>※江東区：敷地面積 1,000m<sup>2</sup>以上のマンションの建設時</p> <p>※大田区：鉱油タンク等の廃止時</p> <p>※板橋区：敷地面積 1,000m<sup>2</sup>以上のマンションの建設時他</p> <p>【③情報管理・行政報告】要措置区域等の指定を受けた時は、条例の対策は完了したとみなし、完了届を提出する(指針第 4)。</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】</p> <p>概況調査の結果、基準超過区画は詳細調査、地下水調査が必須(条例第 117 条 2 項)</p> <p>自然由来汚染土壌は対象外(条例第 122 条二)</p>
11	神奈川県	<p>神奈川県生活 環境の保全等に 関する条例</p>	<p>①②③ ④⑤⑥ ⑧</p>	<p>【①調査契機】ダイオキシン類について、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行う場合（条例第 59 条第 3 項及び第 63 条の 2 第 2 項）</p> <p>【②独自の基準】ダイオキシン類（規則別表第 12 の 2）</p> <p>【③情報管理・行政報告】汚染された土地での土地の区画形質変更を行う際に周辺住民等への周知。汚染された土地を譲渡等する際の情報提供（条例第 58 条第 2 項）汚染された土地の公表（条例第 59 条第 4 項、第 60 条第 3 項）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】</p> <p>土地の形質変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌について、資料採取の対象から除くことができる。最大深度を 10m に限定せず、原則 2 地点連続で基準適合する深度又は帯水層の底面まで調査。（第一種につ</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
				<p>いては、2 地点連続で基準適合でも 10m まで調査)土対法に基づき汚染が判明した土地における地下水への影響調査の実施 (条例第 60 条第 2 項)</p> <p>汚染土壌を用いた埋立て等の禁止 (除外規定あり) (条例第 58 条の 3)</p>
12	神奈川県 横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③ ⑤⑥⑦ ⑧	<p>【①調査契機】特定有害物質使用等事業所の廃止時 (条例第 64 条の 2) および土地形質変更時 (条例第 65 条)、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時 (条例第 70 の 2) および土地形質変更時 (条例第 70 条の 3) 2,000m<sup>2</sup>以上の土地形質変更時で土壌汚染の恐れがある場合 (条例第 65 条)</p> <p>【②独自の基準】ダイオキシン類 (条例第 70 条)</p> <p>【③情報管理】法及び条例の土壌汚染状況調査で基準に不適合の場合、地下水への影響を調査し、市長に報告する (条例第 68 条の 2)。</p> <p>法及び条例の要措置区域等で措置・形質変更を実施する場合、周辺住民に周知 (条例第 68 条)</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】基準に不適合の場合、地下水への影響を調査する (条例第 68 条の 2)。汚染土壌による埋立て、盛土その他堆積を禁止している (条例第 62 条の 3)。</p> <p>【⑦未然防止】特定有害物質使用等事業所、ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は使用状況等の記録を作成して保存し、土地所有者等が異なる場合は 1 年に 1 回以上送付する (条例第 64 条、第 70 条)。</p>
13	神奈川県 川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤ ⑥⑧	<p>【①調査契機】「土地改変等の機会」に資料等調査及び土壌調査を実施する。「土地改変等の機会」とは、特定有害物質を取り扱ったおそれがある事業所等の廃止、再開発、土地所有者の変更、敷地外への土壌の搬出等を指す (条例第 81 条)。</p> <p>【②独自の基準】土壌汚染対策法の特定有害物質及びダイオキシン類 (条例第 78 条)</p> <p>【③情報管理・行政報告】基準超過は公表する (条例第 81 条の 2)。</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
				<p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】</p> <p>搬出する土壌について「搬出土壌調査」を実施する（条例施行規則第 69 条の 2(2)）。</p> <p>自然由来汚染土壌には適用しない。ただし建設工事等により搬出される土壌は除く（条例第 81 条）。</p> <p>【⑦未然防止】 特定有害物質等製造等事業者等は常時地歴を記録して保存すること（条例第 80 条）</p>
14	神奈川県 横須賀市	横須賀市適正な 土地利用の調整 に関する条例	①⑧	<p>【①調査契機】 敷地面積が 1 ヘクタール以上の工場の用途の廃止またはその土地の譲渡に当たっては、土壌汚染状況を調査すること（条例第 20 条の 2(3)）</p>
15	新潟県	新潟県生活環境 の保全等に関する 条例	①③⑦ ⑧	<p>【①調査契機】 有害物質使用等事業者は、下記の大規模な土地の形状の変更を行う場合、土壌調査を行う（条例第 74 条第 1 項、規則第 21 条の 12 第 2 項第 5 号）。</p> <p>1. 土壌の移動、搬出を行う場合 2. 建物の改築等を行うため土壌の掘削を行う場合</p> <p>【②独自の基準】 汚染により周辺環境への影響が危惧される場合は措置を実施する（条例第 74 条第 2 項）。</p> <p>【③情報管理・行政報告】</p> <p>有害物質使用等事業者は、調査で汚染が判明した場合、知事に報告する（条例第 74 条第 2 項）。</p> <p>土地の所有者等は土壌や地下水の汚染を把握した場合、知事に届け出る（条例第 75 条）。</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】</p> <p>調査は汚染状況を的確に把握できる場所で行う（規則第 21 条の 12 第 2 項）。</p> <p>措置で汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、土対法に準拠した適正処分を実施する（条例第 75 条の 2）。</p> <p>措置実施が必要な場合で、措置の勧告を行ったにも拘わらず従わなかった際に勧告内容を公表（条例第 75 条の 3 第 2 項）</p> <p>【⑦未然防止】 有害物質使用等事業者は、定期的に土壌や地下水の汚染監視を行う（土壌は 5 年に 1 回以上、地下水は 1 年に 1 回以上）（規則第 21 条の 12 第 2 項第 5, 6 号）。</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
16	長野県 長野市	長野市公害防止 条例	①③⑤	<p>【①調査契機】特定有害物質使用事業所の全部又は一部の廃止時に、土対法と同様の調査を行う（条例第 27 条第 1 項）。</p> <p>【③情報管理・行政報告】 自主的調査で土壌汚染が判明した場合、結果と対策を市長に届出し、自ら公表するよう努めること（条例第 28 条第 1 項） 特定有害物質使用地の譲渡、返還又は貸与時に調査記録を相手方に交付（条例第 26 条～28 条）但し、土壌汚染の除去措置が行われた場合、記録の交付は不要（条例第 29 条） 特定有害物質使用事業所の廃止に際し、汚染による人の健康に係る影響が懸念される場合、市長は土地に立ち入って調査をさせることが可能（条例第 30 条） 正当な理由がなく立入を拒んだ場合等には、その旨の公表が可能（条例第 31 条）</p> <p>【⑦未然防止】特定有害物質使用地では、定期的に調査を行うこと（地歴調査等は 1 年に 1 回以上、特定有害物質の使用状況に変更が生じた場合はその都度）（条例第 26 条第 1 項、規則第 15 条第 1 項）</p>
17	静岡県 浜松市	浜松市土壌・ 地下水汚染対策 に関する要綱	①②③ ④⑦⑧	<p>【①調査契機】対象物質の使用事業者等は下記の場合、土壌・地下水調査を行うこと（要綱第 11 条第 1 項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業場の全部又は一部を廃止する場合</li> <li>2. 事業場の敷地内の工事等で土壌を場外搬出する場合</li> </ol> <p>【②独自の基準】土対法の調査で土壌汚染が判明した場合、地下水調査を実施する（要綱第 11 条第 3 項）。</p> <p>【③情報管理・行政報告】 調査で汚染が判明した場合、市長に結果を報告すること（要綱第 13 条） 汚染地で措置を実施する場合は計画を市長に提出し、措置が完了した場合は報告すること（要綱第 15 条第 1 項、第 17 条） 必要に応じて、市長は汚染地に対する調査実施の指導が可能（要綱第 12 条）</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
				<p>汚染により人の健康への被害が懸念される場合、市長は措置を指導（要綱第 14 条）</p> <p>措置を実施する者に対し、市長は措置の経過報告を求めることが可能（要綱第 16 条）</p> <p>汚染で人の健康への被害が懸念される場合、土壌・地下水汚染対策連絡会を開催（要綱第 18 条）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】</p> <p>土壌調査は、基本的に土対法と同様（但し、土壌搬出時調査は搬出する範囲のみを対象）（要領 6）</p> <p>地下水調査は、汚染が存在するおそれが高いと考えられる地点や、敷地境界で汚染が拡散すると考えられる地点で実施（要領 7）</p> <p>地下水汚染への措置は、対象物質や汚染源の除去を指導し、直ちに実施が不可能な場合は拡散防止を指導（要領 9）</p> <p>【⑦未然防止】事業場内に井戸がある場合は地下水分析（自主分析）を行うこと（1年に1回以上、過去の物質は2年に1回以上）（要綱第 8 条第 1 項、要領 5）</p>
18	愛知県	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例</p> <p>愛知県土壌汚染等対策指針</p>	①③⑤ ⑥⑦⑧	<p>【①調査契機】特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部を廃止する場合（第 39 条第 2 項）</p> <p>【②独自の基準】土壌・地下水汚染が判明した時は、応急措置、拡散防止措置を義務付け（第 40 条）</p> <p>【③情報管理・行政報告】自主調査の汚染判明時に報告する努力義務（第 45 条）</p> <p>条例による調査で基準に適合しない場合、行政により公表（第 42 条）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う者に、土地の履歴調査の実施を義務付け（第 39 条の 2）</p> <p>【⑦未然防止】汚染土壌処理業の許可申請時の生活環境影響調査の実施を義務付け（第 45 条の 2）</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
19	愛知県 名古屋市	市民の健康と 安全を確保する 環境の保全に 関する条例  土壌汚染等対策 指針  土壌汚染等の 報告に係る公表 等に関する指針	①③⑤ ⑥⑦⑧	<p>【①調査契機】特定有害物質等取扱事業者が500m<sup>2</sup>以上の土地を改変する場合（第55条）</p> <p>【②独自の基準】生活環境を保全するための措置が必要な区域として拡散防止管理区域を設定（第58条の4）</p> <p>【③情報管理・行政報告】自主調査で土壌・地下水の汚染が判明した場合の報告の義務化（罰則規定なし、法第14条で申請した場合は除く）（第57条の2） 法又は条例に基づく土壌・地下水汚染の報告（自主調査結果を含む）で基準に適合しない場合、行政により公表（土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針（告示））</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更、改変を行う場合の地歴調査義務（第57条） 特定有害物質等取扱工場等の敷地において500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満の土地の形質の変更を行う場合の届出・調査（第55条） 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示（第58条の5） 法の形質変更時要届出区域であっても、生活環境被害のおそれがある場合は、拡散防止措置の指示を市長が行う（第58条の6）。</p> <p>【⑦未然防止】汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等（第60条の7）</p>
20	愛知県 春日井市	春日井市生活 環境の保全に 関する条例  土壌汚染等の 報告に係る公表 等に関する指針	①③④	<p>【①調査の契機】 建物又は工作物（建築面積又は築造面積が規則で定める面積（100m<sup>2</sup>）以上のものに限る）を除却するとき（第36条） 当該工場等の敷地である土地の一部を売却（借地にあっては、当該土地の一部を返還）しようとするとき（第37条）</p> <p>【③情報管理・行政報告】条例による調査で基準に適合しない場合、行政により公表（第38条）</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
21	三重県	三重県生活環境 の保全に関する 条例	① ③ ⑤	<p>【①調査契機】下記の場合、土壌・地下水調査を行うこと（但し、2.には調査不要の例外規定）</p> <p>1. 履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合（条例第72条2第2項）</p> <p>2. 有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地で300m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合（条例第72条の3第2項）</p> <p>【②独自の基準】土対法の4条の届出時に履歴調査報告を行うこと（条例72条の2第1項）</p> <p>【③情報管理・行政報告】土壌又は地下水汚染の発見時に、土地の所有者等は応急措置を講じ、汚染状況と措置内容を知事に届け出ること（条例第72条の4第1項）</p> <p>汚染土壌を県内に搬入する場合、搬出元の土地所有者等は15日前までに搬入届出書を提出すること（条例第72条の8）</p> <p>土対法の手続きに関し必要に応じて知事が任命する土壌汚染対策専門委員の意見を聴取（条例第72条の6）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合の調査は、以下とすること（条例第72条の2第2項）</p> <p>1. 工場等の施設が設置されていた場所周辺の土壌調査</p> <p>2. 形質変更する土地の境界付近での地下水調査</p> <p>【⑦未然防止】有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地では、定期的に調査を行うこと（1年に1回以上、3年継続して汚染が無い物質は3年に1回以上）（規則第83条の5）</p> <p>但し、敷地面積300m<sup>2</sup>以下では調査免除などの除外規定（規則第83条の6）</p>



No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
22	滋賀県	滋賀県公害防止 条例	①⑦	<p>【①調査契機】法で対象外となる法施行前に廃止された特定有害物質使用特定施設を上乗せ（条例第 50 条）</p> <p>【③情報管理・行政報告】 汚染された土地は台帳の調整、保管（条例第 50 条の 4 第 1 項）及び閲覧（条例第 50 条の 4 第 3 項） 土壌汚染改善管理計画の作成及び年 1 回の報告（規則第 29 条の 13 第 2 項）</p> <p>【⑤調査・対策に関する技術的な事項】地歴調査、概況調査は必須（分解生成物を含む）（条例第 49 条、第 50 条、規則第 29 条の 2(1)～(4)、規則第 29 条の 7(1)～(4)）</p>
23	滋賀県 野洲市	野洲市生活環境 を守り育てる 条例	①②⑤ ⑦⑧	<p>【②独自の基準】油類（条例第 63 条） ※昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9 に定める方法のほか、視覚（油膜）及び嗅覚で油類を調査すること</p> <p>【③情報管理・行政報告】油類に関して調査結果報告を、基準超過の場合には油類に関する地質保全基準超過等報告書を提出すること（規則第 57 条第 3 項）</p>
24	大阪府	大阪府生活環境 の保全等に 関する条例	①②③ ④⑤⑥ ⑦⑧	<p>【①調査契機】下記の場合に、土壌調査を行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>有害物質使用届出施設やダイオキシン特定施設を設置していた工場又は事業場で施設を廃止する場合（条例第 81 条の 4）</li> <li>3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う土地で、土地の利用履歴調査等で特定有害物質の使用履歴が判明した場合（条例 81 条の 5）</li> <li>稼働中の有害物質使用特定施設、有害物質使用届出施設又はダイオキシン特定施設を有する工場・事業場で形質変更を行う場合（条例第 81 条の 6）</li> </ol> <p>【②独自の基準】 対象物質は土対法の特定有害物質＋ダイオキシン類 ⇒管理有害物質と総称 土対法の 4 条の届出時に履歴調査報告を行うこと（条例第 81 条の 5） 汚染が判明した場合、要措置管理区域又は要届出管理区域として指定（条例第 81 条の 12） 自主調査及び自主措置に係る規定を設け、それに基づ</p>

No.	都道府県・ 政令市名称	条例・要綱・ 指導指針等の 名称	環境省 分類 ①～⑧	土壌汚染対策法と条例の比較調査結果
				き指針を策定（条例第 81 条の 21 の 3） <b>【③情報管理】</b> ダイオキシン類についても区域指定制度を適用し、ダイオキシン類汚染土壌の外部処理に際し、確認申請の制度を設置 調査や措置の結果の記録・保管・引継ぎを行うこと <b>【⑦未然防止】</b> 他の土地から土砂を搬入して造成を行う際、土砂の性状把握に努めること（条例第 81 条の 3）
25	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	<b>【①調査契機】</b> 都市計画法や宅地造成等規制法の許可が必要な行為のうち、1,000㎡以上の場合に土地の履歴調査を実施。過去に土壌関係特定事業場が設置されていれば、土壌汚染確認調査を実施（条例第 40 条） <b>【③情報管理・行政報告】</b> 土地履歴調査結果、および土壌関係特定事業場の設置が確認された場合は土壌汚染確認調査結果を知事へ届出。土壌が基準不適合の場合、土地改変着手の 14 日前までに汚染拡散防止計画書を知事に提出（条例第 40 条）

【環境省分類】

※「平成25年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」（平成27年6月、環境省）より：

- ①法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの
- ②土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの
- ③土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの
- ④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等
- ⑤土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑥汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの
- ⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの
- ⑧土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの

## 1.2.2 調査結果の分析、考察

### (1) 調査契機について

条例で独自に設けられている調査契機を表1.2.2に示す。

調査した25の自治体のうち、23の自治体で土壤汚染対策法の調査契機に加えて独自の調査契機を設けている。

- ①法第3条「特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地」については、以下の上乗せの規定が見られる。
  - ・「特定有害物質を製造、使用又は処理する施設」について条例で独自に定めた調査対象に広げている　－貯蔵施設（さいたま市）、条例で定める「指定作業場」（東京都）、条例で定める「特定有害物質等取扱事業所」（愛知県）、法施行前に廃止された特定有害物質使用特定施設（滋賀県、広島県）
  - ・「施設の使用が廃止された土地」について条例で独自に定めた調査対象に広げている　－建築物除却時や建て替え時、一部廃止時（岩手県、山形県、埼玉県、長野市、浜松市、春日井市）、施設を設置している土地の土地形質変更時（神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、三重県、大阪府）、施設を設置している土地の所有者の変更時（川崎市、横須賀市、春日井市）、施設を設置している土地から土壌を移動、搬出する時（川崎市、新潟県、浜松市）
- ②法4条「形質変更面積が3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更」については、以下の上乗せの規定が見られる。
  - ・面積用件について条例で独自に定めた用件を上乗せしている　－形質変更面積が1,000m<sup>2</sup>以上（草加市）、開発行為をしようとする土地（開発行為に係る面積が3,000m<sup>2</sup>以上であるもの）（千葉市）、敷地面積が3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更（東京都、区で独自の上乗せあり）、形質変更面積が2,000m<sup>2</sup>以上（横浜市）、都市計画法や宅地造成等規正法の許可が必要な行為のうち1,000m<sup>2</sup>以上（広島県）
- ③法5条「土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土地」については、以下の上乗せの規定が見られる。
  - ・地下水環境基準を超過した場合（山形県）、異常を発見したとき、又は施設の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壌に浸透しているとき（群馬県）、法令等に定めのない土壤汚染に係る調査等の要請（市川市）

表1.2.2 条例で独自に設けられている調査契機

項目	No.	自治体	調査結果
調査契機	1	岩手県	健康有害物質取扱者は、工場・事業場廃止時又は建築物除却時に土壤汚染調査を実施し、結果を知事に届出すること。
	2	山形県	事業活動に伴い当該特定事業場の敷地内の土壤が汚染されているおそれがあると認めた場合(地下水環境基準を超過した場合を含む。)。当該特定事業場を廃止する場合又は当該特定事業場に係る建築物を建て替える場合。
	3	群馬県	施設の設置者は、条例若しくは水濁法の点検により土壤の汚染のおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する異常を発見したとき、又は施設の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壤に浸透しているとき
	4	埼玉県	特定有害物質取扱事業者は、事業所廃止時、事業所の一部又は全部を除却する際に土壤汚染調査を実施する。
	5	さいたま市	埼玉県条例に加え、調査契機の拡充(特定有害物質の貯蔵施設の除却)が追加されている。
	6	草加市	埼玉県条例に同じ※土地改変者の調査義務が県条例で3,000㎡以上に対し、市条例では1,000㎡以上
	7	千葉県	なし
	8	千葉市	開発行為をしようとする土地(開発行為に係る面積が3,000㎡以上であるもの)
	9	市川市	法令等に定めのない土壤汚染に係る調査等の要請
	10	東京都	敷地面積3,000㎡以上の土地の形質変更を行おうとするとき、履歴調査を報告 ※江東区:敷地面積1,000㎡以上のマンションの建設時 ※大田区:缶油タンク等の廃止時 ※板橋区:敷地面積1,000㎡以上のマンションの建設時他
	11	神奈川県	ダイオキシン類について、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行う場合。
	12	横浜市	特定有害物質使用等事業所およびダイオキシン類管理対象事業所の廃止時および土地形質変更時の他、2,000㎡以上の土地形質変更時で土壤汚染のおそれがある場合
	13	川崎市	「土地改変等の機会」に資料等調査及び土壤調査を実施する。「土地改変等の機会」とは、特定有害物質を取り扱ったおそれがある事業所等の廃止、再開発、土地所有者の変更、敷地外への土壤の搬出等を指す。
	14	横須賀市	敷地面積が1ヘクタール以上の工場の用途の廃止またはその土地の譲渡に当たっては、土壤汚染状況を調査すること
	15	新潟県	①有害物質使用等事業者は、下記の大規模な土地の形状の変更を行う場合、土壤調査を行うこと。 1.土壤の移動、搬出を行う場合 2.建物の改築等を行うため土壤の掘削を行う場合
	16	長野市	①特定有害物質使用事業所の全部又は一部の廃止時に、土対法と同様の調査を行うこと。
	17	浜松市	①対象物質の使用事業者等は、下記の場合、土壤・地下水調査を行うこと。 1.事業場の全部又は一部を廃止する場合 2.事業場の敷地内の工事等で土壤を場外搬出する場合
	18	愛知県	特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部を廃止する場合
	19	名古屋市	特定有害物質等取扱事業者が500㎡以上の土地を改変する場合
	20	春日井市	建物又は工作物(建築面積又は築造面積が規則で定める面積以上(100㎡)のものに限る。)を除却するとき当該工場等の敷地である土地の一部を売却(借地にあつては、当該土地の一部を返還)しようとするとき
	21	三重県	①下記の場合、土壤・地下水調査を行うこと。(但し、2.には調査不要の例外規定があり。) 1.履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000㎡以上の形質変更を行う場合 2.有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地で300㎡以上の形質変更を行う場合
	22	滋賀県	法で対象外となる法施行前に廃止された特定有害物質使用特定施設を上乗せ
	23	野洲市	なし
	24	大阪府	1.有害物質使用届出施設やダイオキシン特定施設を設置していた工場又は事業場で施設を廃止する場合 2.3,000㎡以上の形質変更を行う土地で、土地の利用履歴調査等で特定有害物質の使用履歴が判明した場合 3.稼働中の有害物質使用特定施設、有害物質使用届出施設又はダイオキシン特定施設を有する工場・事業場で形質変更を行う場合
	25	広島県	都市計画法や宅地造成等規制法の許可が必要な行為のうち、1,000㎡以上の場合に土地の履歴調査を実施。 過去に土壤関係特定事業場が設置されていれば、土壤汚染確認調査を実施。

## (2) 独自の基準について

条例で独自に設けられている基準を表1.2.3に示す。

調査した25の自治体のうち、12の自治体で対象物質について独自の規定を設けている。

- ・対象物質を水質汚濁防止法第2条第2項第1号の物質※としている（岩手県、山形県）  
※土対法の特定有害物質+1,2-ジクロロエチレン+アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物+塩化ビニルモノマー+1,4-ジオキサン
- ・対象物質を地下水汚染物質※としている（埼玉県、さいたま市、草加市）  
※土対法の特定有害物質+塩化ビニルモノマー+1,4-ジオキサン
- ・対象物質にダイオキシン類を追加している（千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、浜松市、大阪府）
- ・対象物質に油類を追加している（滋賀県野洲市）

表1.2.3 条例で独自に設けられている基準

項目	No.	自治体	調査結果
独自基準	1	岩手県	水質汚濁法第二条第二項の28物質 ※土対法の特有害物質+1,2-ジクロロエチレン+アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物+塩化ビニルモノマー+1,4-ジオキサン
	2	山形県	水質汚濁法第二条第二項の28物質
	3	群馬県	なし
	4	埼玉県	土壌汚染基準(土対法指定基準25物質に同じ)および地下水汚染基準(25物質+塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン)
	5	さいたま市	埼玉県条例に同じ
	6	草加市	埼玉県条例に同じ
	7	千葉県	なし
	8	千葉市	ダイオキシン類
	9	市川市	なし
	10	東京都	なし
	11	神奈川県	ダイオキシン類
	12	横浜市	ダイオキシン類
	13	川崎市	ダイオキシン類
	14	横須賀市	なし
	15	新潟県	なし
	16	長野市	なし
	17	浜松市	ダイオキシン類
	18	愛知県	なし
	19	名古屋市	なし
	20	春日井市	なし
	21	三重県	なし
	22	滋賀県	なし
	23	野洲市	油類 ※昭和46年環境庁告示第59号付表9に定める方法のほか、視覚(油膜)及び嗅覚で油類を調査すること。
	24	大阪府	ダイオキシン類
	25	広島県	なし

### (3) 情報管理・行政報告について

調査した25の自治体のうち、23の自治体で情報管理・行政報告について独自の規定を設けている（表1.2.4）。

- ・ 土壌調査で基準に適合しない場合、調査結果を報告することを義務づけている（岩手県、山形県、新潟県、長野市、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県、野洲市）
- ・ 条例による土壌調査で基準に適合しない場合、その土地を行政により指定し、公表する（市川市、神奈川県、横浜市、川崎市、長野市、名古屋市、春日井市、滋賀県）
- ・ 条例による土壌調査で基準に適合しない場合、その土地を行政により公表する（愛知県）
- ・ 土壌対策の実施時に近隣への周知を義務づけている（東京都、神奈川県、横浜市、川崎市）
- ・ 土壌調査で基準に適合しない場合、自主的な公表、周知の努力義務を定めている（埼玉県、さいたま市、草加市、千葉市）
- ・ 情報提供指針を定め、自主的な公表について検討させている（岩手県）
- ・ 土壌汚染対策法で要措置区域等に指定を受けた場合は、条例の手続きは省略される（東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、広島県）

表1.2.4 条例で独自に設けられている情報管理・行政報告

項目	No.	自治体	調査結果
情報管理	1	岩手県	調査結果が基準超過の場合は知事に届出すること。
	2	山形県	地下水環境基準を超過した場合は知事に報告しなければならない。
	3	群馬県	水質有害物質使用特定施設、水濁法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、条例若しくは水濁法の点検により土壌の汚染のおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する異常を発見したとき、又は施設の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壌に浸透しているときは、速やかに知事に通報するとともに、指定調査機関に土壌汚染状況調査をさせて、その結果を知事に報告しなければならない。
	4	埼玉県	調査結果は速やかに知事に報告するとともに、公表すること。
	5	さいたま市	埼玉県条例に加え、周辺の住民への周知に関する規定が新たに追加されている
	6	草加市	埼玉県条例に同じ。
	7	千葉県	なし
	8	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌履歴調査結果報告書の提出</li> <li>・土壌調査結果報告書の提出</li> <li>・土壌汚染の除去等の実施報告書の提出</li> <li>・土壌汚染に関する調査計画等報告書の提出</li> </ul>
	9	市川市	市長による市条例に係る指定区域の指定・公示
	10	東京都	要措置区域等の指定を受けた時は、条例の対策は完了したとみなし、完了届を提出する。
	11	神奈川県	汚染された土地での土地の区画形質変更を行う際に周辺住民等への周知。汚染された土地を譲渡等する際の情報提供。
	12	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法及び条例の土壌汚染状況調査で基準に不適合の場合、地下水への影響を調査し、市長に報告。</li> <li>・法及び条例の要措置区域等で措置・形質変更を実施する場合、周辺住民に周知。</li> </ul>
	13	川崎市	基準超過は公表する。
	14	横須賀市	なし
	15	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有害物質使用等事業者は、調査で汚染が判明した場合、知事に報告すること。</li> <li>②土地の所有者等は土壌や地下水の汚染を把握した場合、知事に届け出ること。</li> </ul>
	16	長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自主的調査で土壌汚染が判明した場合、結果と対策を市長に届出し、自ら公表するよう努めること。</li> <li>②特定有害物質使用地の譲渡、返還又は貸与時に調査記録を相手方に交付すること。(但し、土壌汚染の除去措置が行われた場合は不要)</li> </ul>
	17	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査で汚染が判明した場合、市長に結果を報告すること。</li> <li>②汚染地で措置を実施する場合は計画を市長に提出し、措置が完了した場合は報告すること。</li> </ul>
	18	愛知県	自主調査の汚染判明時に報告する努力義務 条例による調査で基準に適合しない場合、行政より公表
	19	名古屋市	自主調査で土壌・地下水の汚染が判明した場合の報告の義務化(罰則規定なし、法第14条で申請した場合は除く) 法又は条例に基づく土壌・地下水汚染の報告(自主調査結果を含む)で基準に適合しない場合、行政より公表
	20	春日井市	条例による調査で基準に適合しない場合、行政より公表
	21	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①土壌又は地下水汚染の発見時に、土地の所有者等は応急措置を講じ、汚染状況と措置内容を知事に届け出ること。</li> <li>②汚染土壌を県内に搬入する場合、搬出元の土地所有者等は15日前までに搬入届出書を提出すること。</li> </ul>
	22	滋賀県	汚染された土地は台帳の調整及び保管、閲覧
	23	野洲市	油類に関して調査結果報告を、基準超過の場合には油類に関する地質保全基準超過等報告書を提出すること。
	24	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ダイオキシン類についても区域指定制度を適用し、ダイオキシン類汚染土壌の外部処理に際し、確認申請の制度を設置している。</li> <li>②調査や措置の結果の記録・保管・引継ぎを行うこと。</li> </ul>
	25	広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地履歴調査結果、および土壌関係特定事業場の設置が確認された場合は土壌汚染確認調査結果を知事へ届け出。</li> <li>・土壌汚染が基準に不適合の場合、土地改変着手の14日前までに汚染拡散防止計画書を知事に提出。</li> </ul>



#### (4) 調査・対策に関する技術的な事項

調査した25の自治体のうち、18の自治体で調査・対策に関する技術的な事項について独自の規定を設けている（表1.2.5）。

- ・地歴調査を義務付けている（埼玉県、さいたま市、草加市、千葉市、東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、大阪府）
- ・概況調査を義務付けている（神奈川県、滋賀県）
- ・概況調査で基準を超過した場合、詳細調査を義務付けている（岩手県、埼玉県、さいたま市、草加市、千葉市、東京都）
- ・調査方法で技術的に独自の規定を設けている（岩手県、神奈川県、横浜市、川崎市、三重県）
- ・措置方法で技術的に独自の規定を設けている（千葉市、浜松市）
- ・自然由来汚染土壌は条例の対象外としている（東京都、川崎市）
- ・汚染土壌を用いた埋め立て等を禁止している（神奈川県、横浜市）

表1.2.5 条例で独自に設けられている調査・対策に関する技術的な事項

項目	No.	自治体	調査結果
調査対策	1	岩手県	土壌汚染状態測定の実施地点は、敷地内の健康有害物質を取扱う場所を中心として、当該物質の地下浸透の可能性がもっとも高い場所で測定すること。
	2	山形県	なし
	3	群馬県	なし
	4	埼玉県	土地の履歴調査(土地改変が3,000m <sup>2</sup> 以上を実施する。対象地内に井戸がある場合は地下水調査を実施する。土壌ガス検出、土壌溶出量・地下水基準を超える単位区画について詳細調査および地下水調査を実施する。
	5	さいたま市	埼玉県条例に同じ。
	6	草加市	土地改変者の調査義務が埼玉県条例で3,000m <sup>2</sup> 以上に対し、市条例では1,000m <sup>2</sup> 以上である。
	7	千葉県	なし
	8	千葉市	・独自の汚染土壌の処理対策の措置の完了要件の追加設定
	9	市川市	なし
	10	東京都	概況調査の結果、基準超過区画は詳細調査、地下水調査が必須 自然由来汚染土壌は対象外
	11	神奈川県	土地の形質変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壌について、試料採取の対象から除くことができる。最大深度を10mに限定せず、原則2地点連続で基準適合する深度又は帯水層の底面まで調査(第一種については、2地点連続で基準適合でも10mまで調査)。土対法に基づき汚染が判明した土地における地下水への影響調査の実施。 汚染土壌を用いた埋立て等の禁止(除外規定あり)。
	12	横浜市	基準に不適合の場合、地下水への影響を調査する。汚染土壌による埋立て、盛土その他堆積を禁止している。
	13	川崎市	搬出する土壌について「搬出土壌調査」を実施する。 自然由来汚染土壌には適用しない。ただし建設工事等により搬出される土壌は除く
	14	横須賀市	なし
	15	新潟県	①調査は汚染状況を的確に把握できる場所で行うこと。 ②措置で汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、土対法に準拠した適正処分を実施すること。
	16	長野市	条例固有の規定は無し。
	17	浜松市	①土壌調査は、基本的に土対法と同様とする(但し、土壌搬出時調査は搬出する範囲のみを対象とする。) ②地下水調査は、汚染が存在するおそれが高いと考えられる地点や、敷地境界で汚染が拡散すると考えられる地点で実施する。 ③地下水汚染への措置は、対象物質や汚染源の除去を指導し、直ちに実施が不可能な場合は拡散防止を指導する。
	18	愛知県	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う者に、土地の履歴調査の実施を義務付け
	19	名古屋市	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更、改変を行う場合の地歴調査義務 特定有害物質等取扱工場等の敷地において500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満の土地の形質の変更を行う場合の届出・調査 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示 法の形質変更時要届出区域であっても、生活環境被害のおそれがある場合は、拡散防止措置の指示を市長が行う。
	20	春日井市	なし
	21	三重県	①履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m <sup>2</sup> 以上の形質変更を行う場合の調査は、以下とすること。 1.工場等の施設が設置されていた場所周辺の土壌調査 2.形質変更する土地の境界付近での地下水調査
	22	滋賀県	地歴調査、概況調査は必須(分解生成物を含む)
	23	野洲市	なし
	24	大阪府	土対法と同様の仕組み
	25	広島県	土壌汚染が基準に不適合の場合、土地改変着手の14日前までに汚染拡散防止計画書を知事に提出。

#### (5) 土壌汚染の未然防止について

調査した25の自治体のうち、15の自治体で土壌汚染の未然防止について独自の規定を設けている（表1.2.6）。

- ・ 特定施設等について、定期的な調査を義務付けている 一年1回以上の土壌または地下水調査等の実施（岩手県、山形県、浜松市）、定期的な土壌調査の実施（埼玉県、千葉県、新潟県、三重県）、定期的な地歴調査の実施（長野市）
- ・ 環境管理を義務付けている 一事故等で特定有害物質が浸透した場合、知事に通報し、土壌汚染調査を実施し、報告（群馬県）、特定有害物質の使用状況等の記録を作成（市川市、横浜市）、常時地歴を記録し、保管（川崎市）、指定された区域に係る管理義務（川崎市）、土壌汚染改善管理計画の作成及び年1回の報告（滋賀県）
- ・ 他の土地からの土砂搬入時に対して規定を設けている 一汚染土壌の県内搬入時、搬出元による搬入届出書の提出（三重県）、搬入土砂による造成に際し、土砂の性状把握に係る努力規定（大阪府）
- ・ 汚染土壌処理業の許可申請時の生活環境影響調査の実施を義務付け（愛知県）

表1.2.6 条例で独自に設けられている土壌汚染の未然防止

項目	No.	自治体	調査結果
未然防止	1	岩手県	健康有害物質取扱者は年1回以上、土壌又は地下水を調査して結果を記録すること。
	2	山形県	有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定事業場の設置者は、地下水又は当該特定事業場内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
	3	群馬県	なし
	4	埼玉県	・現在取り扱っている特定有害物質が地下に浸透したり、公共用水域に流出しないよう、適正に管理すること。 ・特定有害物質による土壌又は地下水汚染の状況を調査すること。
	5	さいたま市	埼玉県条例に同じ
	6	草加市	埼玉県条例に同じ
	7	千葉県	工場又は事業場において特定物質を製造し、使用し、又は保管している事業者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該特定物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
	8	千葉市	なし
	9	市川市	・対象物質の使用等の届出 ・対象物質の使用等の方法若しくは対象物質による土壌の汚染の防止の方法の改善又は対象物質の使用等の一時停止命令 ・事故時の措置（応急措置内容の市長への報告含む）
	10	東京都	なし
	11	神奈川県	なし
	12	横浜市	特定有害物質使用等事業所、ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は使用状況等の記録を作成して保存する。土地所有者等が異なる場合は、1年に1回以上送付する。
	13	川崎市	有害物質使用者は常時地歴を記録して保存すること
	14	横須賀市	なし
	15	新潟県	①有害物質使用等事業者は、定期的に土壌や地下水の汚染監視を行うこと。（土壌は5年に1回以上、地下水は1年に1回以上）
	16	長野市	①特定有害物質使用地では、定期的に調査を行うこと。（地歴調査等は1年に1回以上、特定有害物質の使用状況に変更が生じた場合はその都度）
	17	浜松市	①事業場内に井戸がある場合は地下水分析（自主分析）を行うこと。（1年に1回以上、過去の物質は2年に1回以上）
	18	愛知県	汚染土壌処理業の許可申請時の生活環境影響調査の実施を義務付け
	19	名古屋市	なし
	20	春日井市	なし
	21	三重県	①有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地では、定期的に調査を行うこと。（1年に1回以上、3年継続して汚染が無い物質は3年に1回以上） ②但し、敷地面積300㎡以下では調査免除などの除外規定がある。 ③汚染土壌を県内に搬入する場合、搬出元の土地所有者等は15日前までに搬入届出書を提出すること。
	22	滋賀県	土壌汚染改善管理計画の作成及び年1回の報告
	23	野洲市	なし
	24	大阪府	①他の土地から土砂を搬入して造成を行う際、土砂の性状把握に努めること。
	25	広島県	なし

### 1.3 土壌汚染対策法と各自治体の条例の比較表、Q & A、ウェブサイト

土壌汚染対策法と各自治体の条例の比較表を表1.3.1～表1.3.24に示す。

また、川崎市、横浜市、愛知県、名古屋市については、各自治体の担当者へヒアリングを実施した。その結果をQ&A方式でまとめ、比較表の後に添付する。

さらに各自治体の土壌関係ウェブサイト一覧を表1.3.25に示す。

#### ■土壌汚染対策法と各自治体の条例の比較表

表1.3.1	岩手県
表1.3.2	山形県
表1.3.3	群馬県
表1.3.4	埼玉県
表1.3.5	埼玉県さいたま市
表1.3.6	埼玉県草加市
表1.3.7	千葉県
表1.3.8	千葉県千葉市
表1.3.9	千葉県市川市
表1.3.10	東京都
表1.3.11	神奈川県
表1.3.12	神奈川県横浜市
表1.3.13	神奈川県川崎市
表1.3.14	新潟県
表1.3.15	長野県長野市
表1.3.16	静岡県浜松市
表1.3.17	愛知県
表1.3.18	愛知県名古屋市
表1.3.19	愛知県春日井市
表1.3.20	三重県
表1.3.21	滋賀県
表1.3.22	滋賀県野洲市
表1.3.23	大阪府
表1.3.24	広島県

※神奈川県横須賀市については、比較調査は行ったが比較表は掲載しなかった。

表1.3.1 土壌汚染対策法と岩手県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	岩手県
名称	土壌汚染対策法	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	条例:平成25年3月29日 施行規則:平成25年3月29日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="https://www.3e-reikin.jp/iwate-ken/d1w_reiki/reiki.html">https://www.3e-reikin.jp/iwate-ken/d1w_reiki/reiki.html</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与すること
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	規定なし
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	健康有害物質 ※水質汚濁防止法第2条第2項の有害物質
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	記載なし
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	汚水等排出施設(湿式集じん施設、排ガス洗浄施設)、水濁法の特定施設、特管産廃収運業者の積替保管場所・特管産廃処理業者の保管場所で健康有害物質を取り扱うもの(健康有害物質取扱施設)を設置する工場又は事業場
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	健康有害物質取扱業者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	【第69条】健康有害物質取扱業者は、健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場を廃止しようとするときは、当該工場又は事業場の敷地内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくなければならない。 2 健康有害物質取扱業者は、健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場を除却しようとするときは、その除却しようとする工場又は事業場の建築物の敷地内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくなければならない。 3 第1項又は前項の規定により土壌の汚染状態を測定した健康有害物質取扱業者は、速やかにその測定の結果を知事に届け出なければならない。
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	規定なし
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定なし

項目		環境省	岩手県
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴 調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	調査実施地点の選定は、以下をを考慮して適切に行うこと。 ア 過去の健康有害物質取扱施設の設置状況 イ 健康有害物質の取扱い、排出及び保管の状況 ウ 健康有害物質に係る事故の状況 エ 自主的に実施した土壌の汚染状況に係る調査の結果 オ その他健康有害物質による汚染の可能性に係る情報
	概況 調査		【土壌汚染対策指針】 ①土壌汚染状態測定の実施地点は、敷地内の健康有害物質を取扱う場所を中心として、当該物質の地下浸透の可能性がもっとも高い場所で測定するものとする。 ②揮発性有機化合物の調査は、検知管式ガス測定器による測定方法により土壌ガスを測定し、健康有害物質が検出された場合には、ガス調査地点を中心として数地点でボーリング調査により土壌溶出量を測定すること。
	詳細 調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	【土壌汚染対策指針】 土対法第3条第1項に規定する環境省令で定める方法 ※おそらく上欄の調査で汚染が確認されたら、土対法に準拠した土壌汚染調査を実施する規定と思う（これを詳細調査と呼んでいる）？
法・条例に基づく 調査で土壌汚染が 判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	地下水・土壌汚染に係る情報提供に関する指針
対策の相違点	地下水 モニタ リング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	【土壌汚染対策指針】 土対法と同じ
	環境 保全 対策		【土壌汚染対策指針】 必要に応じて以下を講じることが望ましい。 ①汚染土壌又は健康有害物質の飛散、揮散又は流出を防止する措置と監視 ②地盤沈下・周辺井戸への影響の監視と必要な措置 ③騒音、振動、悪臭の発生防止、必要な設備を設置 ④車両の出入りについて周辺環境保全、必要な設備を設置
名称の違い		土壌汚染状況調査	詳細調査
		指定基準	土壌溶出量基準 ※土壌含有量基準は設定なし
		汚染土壌	汚染土壌
条例独自の制度 ・指導等			【調査契機】健康有害物質取扱者は、工場・事業場廃止時又は建築物除却時に土壌汚染調査を実施し、結果を知事に届出すること。 【独自の基準】水質汚濁法第二条第二項の28物質【行政報告】調査結果が基準超過の場合は知事に届出すること。 【調査方法】土壌汚染状態測定の実施地点は、敷地内の健康有害物質を取扱う場所を中心として、当該物質の地下浸透の可能性がもっとも高い場所で測定すること。 【未然防止】健康有害物質取扱者は年1回以上、土壌又は地下水を調査して結果を記録すること。
土対法の調査契機 にも該当する場合の 調査手順			規定なし
参考資料			・岩手県土壌汚染対策指針

表1.3.2 土壌汚染対策法と山形県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	山形県
名称	土壌汚染対策法	山形県生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	条例:平成23年3月22日 施行規則:平成24年3月21日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020023/reiki.html">http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020023/reiki.html</a>
目的	国民の健康の保護	県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全し、将来の県民に継承すること
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	なし
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	水質汚濁防止法第2条第2項の有害物質 ※土対法の特定有害物質+1,2-ジクロロエチレン+アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物+塩化ビニルモノマー+1,4-ジオキサン
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	記載なし
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場) ※H24年時点では条例で特定施設を規定していないため、水濁法の有害物質特定施設と同じ。
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	特定事業場を設置する者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	特定事業場
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	【第26条第2項】特定事業場を設置する者は、当該特定事業場を廃止する場合又は当該特定事業場に係る建築物を建て替える場合は、その廃止する特定事業場又は建て替える建築物の敷地内の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	※上欄に、建て替え時の土壌調査の規定あり。
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定なし



項目		環境省	山形県
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴 調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	具体的な調査方法の規定なし
	概況 調査		【施行規則第17条】 ①対象有害物質毎に土壤汚染状況を的確に把握 することができると思われる場所で行う。 ②水濁法施行令第3条第9号から第18号の物質(= ベンゼンを除く第1種特定有害物質):土壤環境基 準の測定方法又は日本工業規格K0804の検知管 式ガス測定器を用いて測定する方法。ただし、当該 検知管式ガス測定器による測定の結果において対 象有害物質が検出された場合(シス-1,2-ジクロロ エチレンの測定にあつては1,2-ジクロロエチレンが 検出された場合)については、更に土壤環境基準 の測定方法による測定を行うものとする。 ③②以外の有害物質 土壤環境基準別表測定方 法の欄に掲げる方法
	詳細 調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さ を把握することを目的とする。土壤汚染状況調査と は別であり、必須ではない。	具体的な調査方法の規定なし
法・条例に基づく 調査で土壤汚染が 判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	規定なし
対策の相違点	地下水 モニタ リング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを 求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措 置後1回でよい。	規定なし
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤の汚染状態の測定
		指定基準	環境基準
		汚染土壤	規定なし
		要措置区域	規定なし
		形質変更時要届出区域	規定なし
条例独自の制度 ・指導等			【土壤汚染の未然防止】有害物質を製造し、使用 し、又は処理する特定事業場の設置者は、地下水 又は当該特定事業場内の土壤の汚染状態を測定 し、その結果を記録しておかなければならない(第 25条)。 【行政報告】地下水環境基準を超過した場合は知 事に報告しなければならない(第25条)。
			【調査契機】その事業活動に伴い当該特定事業場 の敷地内の土壤が汚染されているおそれがあると 認めた場合(地下水環境基準を超過した場合を含 む。)(第26条第1項)。当該特定事業場を廃止す る場合又は当該特定事業場に係る建築物を建て替 える場合(第26条第2項)。
土対法の調査契機 にも該当する場合の 調査手順			特になし
参考資料			特になし

表1.3.3 土壌汚染対策法と群馬県条例の比較表

土対法と条例比較

項目 名称	環境省 土壌汚染対策法	群馬県 群馬県の生活環境を保全する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	条例:平成24年12月28日 施行規則:平成25年3月29日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.gunma.jp/s/reiki/reiki.htm">http://www.pref.gunma.jp/s/reiki/reiki.htm</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	規定なし
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	土対法の特定有害物質
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	記載なし
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	水質有害物質使用特定施設 ①電気機械器具製造業(乾電池製造業に限る。)の用に供する混合施設 ②金属製品製造業(トロフィー製造業に限る。)の用に供する施設であって、研磨施設又は塗装被膜施設 ③化学工業の用に供する施設であって、ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設又は縮合反応施設(ホルムアルデヒド、同重合品及び同誘導品を使用するものに限る。) ④ボタン製造業の用に供するカゼイン浸せき施設(ホルムアルデヒドを使用するものに限る。)
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	【第46条】土地の所有者等 【第45条】水質有害物質使用特定施設、水濁法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第46条】使用が廃止された水質有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地 【第45条】水質有害物質使用特定施設、水濁法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している工場又は事業場
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	【第46条】水質有害物質使用特定施設の廃止。 ※知事の確認による調査義務の一時的免除あり
	【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	規定なし
	【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定なし

項目		環境省	群馬県
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	土対法と同じ
	概況調査		土対法と同じ
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	具体的な調査方法の規定なし
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	規定なし
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	規定なし
	環境保全対策		規定なし
	形質の変更の施行方法		規定なし
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤汚染状況調査
		指定基準	土壤溶出量基準又は土壤含有量基準(土壤溶出量基準等)
		汚染土壤	規定なし
		要措置区域	規定なし
		形質変更時要届出区域	規定なし
条例独自の制度・指導等			【調査契機】【行政報告】水質有害物質使用特定施設、水濁法の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、条例若しくは水濁法の点検により土壤の汚染のおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する異常を発見したとき、又は施設の破損その他の事故により特定有害物質を含む水が土壤に浸透しているときは、速やかに知事に通報するとともに、指定調査機関に土壤汚染状況調査をさせて、その結果を知事に報告しなければならない(第45条)。
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			規定なし
参考資料			土壤及び地下水汚染に係る対策要領 ※土壤汚染調査の義務を規定しているが、土壤汚染対策の規定がない(地下水浄化の規定はある)。

表1.3.4 土壌汚染対策法と埼玉県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	埼玉県
名称	土壌汚染対策法	生活環境保全条例 (第3節土壌環境及び地下水質の保全)
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年5月(埼玉県 生活環境保全条例施行規則)
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/soil-pollution.html#lnk1">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/soil-pollution.html#lnk1</a>
目的	国民の健康の保護	汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散や土壌汚染に起因する地下水汚染による、人への健康被害を防止するため
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	—
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	地下水汚染物質(25物質+塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン)
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例において対象外との記載なし
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質取扱事業所(条例第79条第1項)
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	・特定有害物質取扱事業者 ・土地改変者(3,000平方メートル以上の土地(農用地を除く。))について、造成や工作物の建設等による土地の改変をしようとする者)
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	・特定有害物質取扱事業所を廃止した土地 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する土地 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する土地 ・3000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更をしようとする土地
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	(条例第79条第1項) ・特定有害物質取扱事業所を廃止した場合 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する場合 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する場合
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	(条例第80条第2項) ・改変を計画している3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれが認められる場合
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	—

項目		環境省	埼玉県
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	土地改変者は、改変を計画している3,000平方メートル以上の土地の履歴調査をし、知事に報告しなければならない。(条例第80条第1項)
	概況調査		対象地内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査する
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	・土壤ガスが検出、地下水基準及び土壤汚染基準(土壤溶出量/含有量)を超える単位区画について、汚染土壤の存在範囲についての詳細な調査を実施する(ボーリング調査) ・土壤溶出量基準を超えた単位区画が判明した場合には、当該調査対象区域の地下水の汚染の状況を的確に把握できる地点において地下水の汚染の状況(必要に応じて帯水層ごととする。)及び地下水水位の状況について調査する。
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	(条例第77条) 調査結果は速やかに知事に報告するとともに、公表する(努力義務)
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	—
	環境保全対策		(条例第83条) 地下水の水質の浄化(特定有害物質を含む水の地下への浸透により、人の健康に被害が生じるおそれがある場合)
名称の違い		土壤汚染状況調査	汚染状況の調査等
		指定基準	土壤汚染基準及び地下水汚染基準
		汚染土壤	
		要措置区域	汚染の処理区域の設定(汚染土壤により地下水等が汚染され、人の健康に被害が生じるおそれがある場合)
		形質変更時要届出区域	汚染の拡散防止区域の設定(土壤汚染基準を超過した場合)
条例独自の制度・指導等			【調査契機】特定有害物質取扱事業者は、事業所廃止時、事業所の一部又は全部を除却する際に土壤汚染調査を実施する。 【独自の基準】土壤汚染基準(土対法指定基準25物質に同じ)および地下水汚染基準(25物質+塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン) 【行政報告】調査結果は速やかに知事に報告するとともに、公表すること。 【調査方法】土地の履歴調査(土地改変が3,000m <sup>2</sup> 以上を実施する。対象地内に井戸がある場合は地下水調査を実施する。土壤ガス検出、土壤溶出量・地下水基準を超える単位区画について詳細調査および地下水調査を実施する。 【未然防止】 ・現在取り扱っている特定有害物質が地下に浸透したり、公共用水域に流出しないよう、適正に管理すること。 ・特定有害物質による土壤又は地下水汚染の状況を調査すること。
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			—
参考資料			・埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壤及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針 ・条例(土壤関係)パンフレット

表1.3.5 土壌汚染対策法とさいたま市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	さいたま市	備考
名称	土壌汚染対策法	さいたま市生活環境の保全に関する条例 (第5章 第4節 土壌環境及び地下水質の保全)	
最新改正施行	平成23年6月24日 (省令改正:平成23年7月8日)	平成24年10月25日	
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.saitama.jp/001/009/012/p007884.html">http://www.city.saitama.jp/001/009/012/p007884.html</a>	
目的	国民の健康の保護	汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散や土壌汚染に起因する地下水汚染による、人への健康被害を防止するため	
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで) 【第4条第1項】	—	
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	地下水汚染物質(25物質+塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサン)	
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例において対象外との記載なし	
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質取扱事業所(条例第77条第1項)	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	・特定有害物質取扱事業者 ・土地改変者(3,000m <sup>2</sup> 以上の土地(農用地を除く。))について、造成や工作物の建設等による土地の改変をしようとする者)	
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	・特定有害物質取扱事業所を廃止した土地 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する土地 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する土地 ・特定有害物質の貯蔵施設を廃止するとき ・3000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更をしようとする土地	「特定有害物質の貯蔵施設を除却するとき」が加わり、埼玉県条例より調査機会が拡充されている
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	(条例第79条第1項) ・特定有害物質取扱事業所を廃止した場合 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する場合 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する場合 ・特定有害物質の貯蔵施設を廃止するとき	
	【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	(条例第80条第2項) ・改変を計画している3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれが認められる場合	
	【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	—	

項目		環境省	さいたま市	備考
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	(条例第80条) 3,000㎡以上の土地の改変を行う者(土地改変者)は、改変しようとする土地における過去の状況として次の事項を調査し、その結果を速やかに市長に報告する	
	概況調査		対象地内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査する	ただし、汚染状況の概況調査及び詳細調査において、土壌溶出量が土壌汚染基準を超えていなかったときは、この限りでない
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	土壌ガスが検出、地下水基準及び土壌汚染基準(土壌溶出量/含有量)を超える単位区画について、汚染土壌の存在範囲についての詳細な調査を実施する(ポーリング調査)	
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	(条例第81条) 土壌汚染状況調査結果等の住民への周知義務	埼玉県条例にはない規定
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	—	
	環境保全対策		(条例第84条) 地下水の水質の浄化(特定有害物質取扱事業所において特定有害物質を含む水が地下へ浸透したことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき)	地下水の水質の浄化のための措置の発動
	形質の変更の施行方法		—	
名称の違い		土壌汚染状況調査	汚染の状況等の調査	
		指定基準	土壌の汚染に係る基準及び地下水の汚染に係る基準	
		汚染土壌	—	
		要措置区域	汚染の処理区域の設定(汚染土壌により地下水等が汚染され、人の健康に被害が生じるおそれがある場合)	
		形質変更時要届出区域	汚染の拡散防止区域の設定(土壌汚染基準を超過した場合)	
条例独自の制度・指導等			埼玉県条例と同じ。	埼玉県条例との関係は、調査契機の拡充(特定有害物質の貯蔵施設の除却)と周辺の住民への周知に関する規定が新たに追加されている
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			特段の記載なし	
参考資料			・土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針(土壌及び地下水汚染対策指針)	

表1.3.6 土壌汚染対策法と草加市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	草加市	備考
名称	土壌汚染対策法	生活環境保全条例(埼玉県) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	
最新改正施行	平成23年6月24日 (省令改正:平成23年7月8日)	平成16年9月17日	
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.soka.saitama.jp/cont/sl701/a02/a03/07.html">http://www.city.soka.saitama.jp/cont/sl701/a02/a03/07.html</a>	
目的	国民の健康の保護	土壌からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染による人の健康に係る被害を防止するため	
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで) 【第4条第1項】	—	
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	地下水汚染物質(25物質+塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン)	
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例において対象外との記載なし	
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質取扱事業所(条例第79条第1項)	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	・特定有害物質取扱事業者 ・土地改変者(市条例で1,000、県条例で3,000平方メートル以上の土地(農用地を除く。))について、造成や工作物の建設等による土地の改変をしようとする者)	
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	・特定有害物質取扱事業所を廃止した土地 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する土地 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する土地 ・1000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更をしようとする土地	
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	(条例第79条第1項) ・特定有害物質取扱事業所を廃止した場合 ・特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する場合 ・特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する場合	
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	(条例第80条第2項) ・改変を計画している1,000m <sup>2</sup> 以上の土地の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれが認められる場合	
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	—	



項目		環境省	草加市	備考
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	埼玉県生活環境保全条例及び草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく土地改変時の地歴調査	
	概況調査		対象地内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査する	ただし、汚染状況の概況調査及び詳細調査において、
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	土壌ガスが検出、地下水基準及び土壌汚染基準(土壌溶出量/含有量)を超える単位区画について、汚染土壌の存在範囲についての詳細な調査を実施する(ポーリング調査)	土壌溶出量が土壌汚染基準を超えていなかったときは、この限りでない
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	(条例第77条) 調査結果は速やかに知事に報告するとともに、公表する(努力義務)	
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	—	
	環境保全対策		(条例第83条) 地下水の水質の浄化(特定有害物質を含む水の地下への浸透により、人の健康に被害が生じるおそれがある場合)	地下水の水質の浄化のための措置の発動
	形質の変更の施行方法		—	
名称の違い		土壌汚染状況調査	汚染の状況等の調査	
		指定基準	土壌の汚染に係る基準及び地下水の汚染に係る基準	
		汚染土壌	—	
		要措置区域	汚染の処理区域の設定(汚染土壌により地下水等が汚染され、人の健康に被害が生じるおそれがある場合)	
		形質変更時要届出区域	汚染の拡散防止区域の設定(土壌汚染基準を超過した場合)	
条例独自の制度・指導等			埼玉県条例と同じ(市条例第39条の土壌及び地下水の汚染の調査並びに対策に関する指針は、県条例の埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針に同じ)	埼玉県条例との関係は、土地改変者の調査義務が県条例で3,000m <sup>2</sup> 以上に対し、市条例では1,000m <sup>2</sup> 以上となっているところに留意する
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			特段の記載なし	
参考資料			・埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針	

表1.3.7 土壌汚染対策法と千葉県条例の比較表

土対法と条例比較

項目		環境省	千葉県
名称		土壌汚染対策法	千葉県環境保全条例
最新改正施行		平成23年6月24日 (省令改正:平成23年7月8日)	条例:平成24年7月13日 施行規則:平成25年3月29日
URL		<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/chikasui/doiou-jourei.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/chikasui/doiou-jourei.html</a>
目的		国民の健康の保護	現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること
土地の形質変更の届出義務		3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	なし
調査の対象物質		特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	土壌環境基準の項目(特定物質)
自然由来及び埋立て由来汚染		法の対象とする	記載なし
対象事業所【3条関係】		有害物質使用特定施設【3条】	特定物質を製造し、使用し、又は保管している事業所
調査の実施主体【3条、4条関係】		土地の所有者等	特定物質を製造し、使用し、又は保管している事業者
対象となる土地		【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第51条】特定物質を製造し、使用し、又は保管している事業所
調査の契機となる行為		【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	規定なし
		【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	規定なし
		【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定なし
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	具体的な調査方法の規定なし
	概況調査		具体的な調査方法の規定なし
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	具体的な調査方法の規定なし
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	規定なし

項目		環境省	千葉県
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	規定なし
	環境保全対策		規定なし
	形質の変更の施行方法		規定なし
名称の違い		土壌汚染状況調査	規定なし
		指定基準	環境基準
		汚染土壌	規定なし
		要措置区域	規定なし
		形質変更時要届出区域	規定なし
条例独自の制度・指導等			【土壌汚染の未然防止】工場又は事業場において特定物質を製造し、使用し、又は保管している事業者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該特定物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない(第51条)。
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			規定なし
参考資料			・条例とは別に、「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」がある。

表1.3.8 土壌汚染対策法と千葉県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	千葉県	備考
名称	土壌汚染対策法	千葉県土壌汚染対策指導要綱	
最新改正施行	平成23年6月24日 (省令改正:平成23年7月8日)	平成22年4月1日	
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyo/hozen/kankyokisei/soil.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyo/hozen/kankyokisei/soil.html</a>	
目的	国民の健康の保護	特定有害物質等による土壌の汚染について必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保護を図ることとする	
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで) 【第4条第1項】	—	
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	—	調査対象項目にダイオキシン類を含む
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例において対象外との記載なし	
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	工場等(特定有害物質を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する工場又は事業場及びダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場)	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	・事業者及び土地所有者 ・開発行為をしようとする者(開発行為に係る面積が3,000m <sup>2</sup> 以上であるもの)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	(要綱における土地の履歴調査の対象となる土地) ・開発行為をしようとする土地(開発行為に係る面積が3,000m <sup>2</sup> であるもの) ・工場を廃止したとき又は工場等において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理していた施設の全部若しくは主要な部分を除却しようとする土地 (概況調査) 上記履歴調査の結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められる土地 (詳細調査) 上記概況調査の結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められる土地	
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	(要綱第4条) ・履歴調査の結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるとき	
	【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更		
	【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	(要綱第6条) 工場等の敷地等の周辺において地下水の汚染その他の特定有害物質等による環境の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると市長が認めた土地	

項目		環境省	千葉市	備考
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	・開発行為(3000m <sup>2</sup> 以上)着手前に実施 ・工場等を廃止したとき又は工場等において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理していた施設の全部若しくは主要な部分を除却しようとするとき	
	概況調査		地下水の状況調査(柱状図等の既存資料及び文献並びに関係者からの聞き取り等)	
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	概況調査を行った結果、土壤の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは指針(千葉市土壤汚染調査・対策指針)に従い、当該開発区域又は工場等の敷地等の土壤について詳細な調査を行う	
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	(要綱第9条) 土壤調査を行い、又は汚染の除去等の措置を講じた者は、必要に応じ、市民に当該調査又は措置に関する情報を提供しよう努める	
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	—	
	環境保全対策		対象地の周辺の土壤、公共用水域、地下水及び大気中の有害物質について定期的な測定	地下水の水質の浄化のための措置の発動
	形質の変更の施行方法		千葉市土壤汚染調査・対策指針において、対策としては、「汚染の除去」を推奨する	
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤の調査	
		指定基準	—	
		汚染土壤	—	
		要措置区域	—	
		形質変更時要届出区域	—	
条例独自の制度・指導等			【調査契機】開発行為(3000m <sup>2</sup> 以上)着手前に開発区域の過去の利用状況(履歴調査)を実施し、その結果を市長に報告 【独自の基準】・調査対象物質にダイオキシン類を含む 【行政報告】・土壤履歴調査結果報告書の提出 ・土壤調査結果報告書の提出 ・土壤汚染の除去等の実施報告書の提出 ・土壤汚染に関する調査計画等報告書の提出 【調査・対策に関する技術的な事項】・独自の汚染土壤の処理対策の措置の完了要件の追加設定	土対法で定められた完了要件に加え、独自に項目を追加(たとえば掘削除去の場合は地盤面の確認が必須等)
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			特段の記載なし	
参考資料			・千葉市土壤汚染対策指導要綱 ・千葉市土壤汚染調査・対策指針 ・土壤汚染対策法の手引き ・千葉市汚染土壤処理業許可等に関する指導要綱	

表1.3.9 土壌汚染対策法と市川市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	市川市
名称	土壌汚染対策法	市川市環境保全条例 (第2款土壌の汚染の防止に関する規制)
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年4月1日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000002.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000002.html</a>
目的	国民の健康の保護	土壌の汚染の防止
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	市川市条例に基づく指定区域内の形質変更を行おうとするとき(当該土地の形質の変更に着手する日の14日前まで)
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	-
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例において対象外との記載なし
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	(条例第63条) 対象物質の使用等(使用、製造、保管又は処理)をする工場等((土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設が設置されている特定工場等を除く)
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	-
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	(条例第63条) 対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた特定工場等(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設が設置されている特定工場等を除く。次項において同じ。)の敷地であった土地
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	(条例第63条第1項) 特定工場等の敷地で対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた場合(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設が設置されている特定工場等を除く。また、同法第4条第2項又は同法第5条第1項の規定による調査の対象となる土地の範囲における特定有害物質による汚染の状況を除く。)
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	(条例第63条の2) 市長が前条第1項本文に規定するもののほか、土壌の対象物質による汚染が規制基準を超えているおそれがある特定工場等の敷地である土地があると認めるとき(同法第4条第2項又は同法第5条第1項の規定による調査の対象となる土地の範囲における特定有害物質による汚染の状況を除く。) (条例第63条の3) 市長が法令、千葉県条例及び本市の条例に定めがあるもののほか、土壌の対象物質による汚染が規制基準を超えているおそれがある工場等の敷地である土地(工場等の敷地であった土地を含む。)があると認めるとき

項目		環境省	市川市
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴 調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	—
	概況 調査		—
	詳細 調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	—
法・条例に基づく 調査で土壤汚染が 判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	(条例第63条の4第1項) 市長による市条例に係る指定区域の指定・公示
対策の相違点	地下水 モニタ リング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	—
名称の違い		土壤汚染状況調査	土地の調査
		指定基準	—
		汚染土壤	—
		要措置区域	指定区域
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・ 指導等			<b>【調査契機】</b> ・(条例第63の3)法令等に定めのない土壤汚染に係る調査等の要請 <b>【情報管理】</b> 市長による市条例に係る指定区域の指定・公示 <b>【未然防止】</b> ・(条例第54条)対象物質の使用等の届出 ・(条例第62条)対象物質の使用等の方法若しくは対象物質による土壤の汚染の防止の方法の改善又は対象物質の使用等の一時停止命令 ・(条例第64条)事故時の措置(応急措置内容の市長への報告含む)
土対法の調査契機 にも該当する場合の 調査手順			土対法の調査契機に該当する場合は市条例の対象外
参考資料			・市川市汚染土壤処理業の許可等に関する指導要綱

表1.3.10 土壌汚染対策法と東京都条例の比較表

土対法と条例比較

項目		環境省	東京都
名称		土壌汚染対策法	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
最新改正施行		平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成12年12月22日 条例第215号 (施行規則改正:平成22年03月30日)
URL		<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.html">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.html</a>
目的		国民の健康の保護	現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保すること
土地の形質変更の届出義務		3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	敷地面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき、履歴調査を報告【第117条第1項】
調査の対象物質		特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	有害物質(26物質)※第三種にアルキル水銀化合物が含まれる
自然由来及び埋立て由来汚染		法の対象とする	適用しない【第122条第2項】
対象事業所【3条関係】		有害物質使用特定施設【3条】	有害物質の取扱事業場(工場・指定作業場一覧表参照、特定施設だけではない)
調査の実施主体【3条、4条関係】		土地の所有者等	有害物質取扱事業者【第114条、第115条、第116条】 土地改変者【第117条】
対象となる土地		【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第115条、116条】敷地内 【第117条】土地の改変を行う土地
調査の契機となる行為		【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	【第116条】有害物質取扱事業者が工場若しくは指定作業場を廃止又は除却するとき
		【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	【第117条】敷地面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の改変
		【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	【第114条】土壌を汚染したことにより大気または地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき 【第115条】地下水の汚染が認められている地域
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	【第117条】1項届け出として地歴報告書が必須 【第116条】調査報告書の別紙1「有害物質等の取り扱い状況」にて報告する(地歴報告書は必要なし)
	概況		・土壌汚染対策法と同じ考え方、方法
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	・概況調査の結果、基準超過等が判明した区画については必須。調査深度は帯水層底面または10m、第二種・第三種は2深度基準適合まで。 ・地下水調査として孔内水の分析が必須である。



項目		環境省	東京都
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	特になし
対策の相違点		基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	地下水汚染があり、かつ飲用井戸がある場合のみ地下水モニタリングを求める。
			お知らせ看板の設置
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤汚染状況調査
		指定基準	汚染土壤処理基準
		汚染土壤	汚染土壤
		要措置区域	汚染拡散防止範囲
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】敷地面積3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行うとき</p> <p>【調査・対策】概況調査の結果、基準超過区画は詳細調査、地下水調査が必須</p> <p>【その他】自然由来汚染土壤は対象外</p> <p>【その他】要措置区域等の指定を受けた時は、条例の対策は完了したとみなし、完了届を提出する。</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			<p>【第116条】法・条例それぞれ手続きが必要</p> <p>【第117条】法の調査報告書に条例提出のものを兼用可能</p>
参考資料			<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境確保条例及び同施行規則(第三節 土壤及び地下水の汚染の防止)</li> <li>・東京都土壤汚染対策指針</li> <li>・環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引き(暫定版)</li> <li>・よくあるご質問</li> </ul>

表1.3.11 土壌汚染対策法と神奈川県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	神奈川県
名称	土壌汚染対策法	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年10月1日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	特定有害物質使用地で区画の形質変更を行う場合【条例第60条】
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)、ダイオキシン類
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例の対象としない
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質使用事業所(特定有害物質を製造、使用、処理又は保管する事業所)【条例第59条】
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	①廃止時調査 特定有害物質使用事業所の設置者【条例第59条第3項】 ②事業所内の土地区画形質を変更する場合の調査 特定有害物質使用地で区画の形質変更を行う事業者【条例第60条】
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	特定有害物質使用地(特定有害物質使用事業所の敷地等)【条例第59条第3項】
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき【条例第59条第3項】 特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行う場合【第60条第2項】
	【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	規定無し
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	地歴調査は必須【条例第59条】【告示第510号2(3)】 ・特定有害物質使用事業所において製造、使用、処理、保管していた有害物質及びその他調査を行うにあたり必要な情報について調査 ・区画形質変更時の調査において、区画形質に隣接する区域についても調査実施者の判断により調査対象地に加えることができる ・調査の省略は認めていない
	概況調査	概況調査は必須【条例第60条第2項】【告示第510号2(4)~(8)】 ・調査対象地を含む特定有害物質使用地の北端を起点としても良い

項目		環境省	神奈川県
調査フロー・調査方法の違い	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	・土地の形質変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤について、試料採取の対象から除くことができる ・最大深度を10mに限定せず、原則2地点連続で基準適合する深度又は帯水層の底面まで調査(第一種については、2地点連続で基準適合でも10mまで調査)
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	汚染された土地の公表【条例第59条第4項、第60条第3項】
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	・帯水層まで汚染が到達していないことが確認され、かつ除去工事の範囲が帯水層まで及ばない場合には工事完了後の地下水採取が不要
	形質変更の施行方法		・土地の種類によらず、環告53号、環告54号による施行を認める ・水濁法施行規則第6条の2に定める有害物質を含むものとしての要件に該当しないよう処理したうえで、地下水量の保全を図る目的で再び地中に還元することを認める(揚水)
名称の違い	土壤汚染状況調査		土壤調査
	指定基準		—
	汚染土壤		—
	要措置区域		—
	形質変更時要届出区域		—
条例独自の制度・指導等			【調査契機】ダイオキシン類について、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行う場合。 【独自の基準】ダイオキシン類 【行政報告】汚染された土地での土地の区画形質変更を行う際に周辺住民等への周知。汚染された土地を譲渡等する際の情報提供。 【調査方法】土地の形質変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤について、資料採取の対象から除くことができる。最大深度を10mに限定せず、原則2地点連続で基準適合する深度又は帯水層の底面まで調査(第一種については、2地点連続で基準適合でも10mまで調査)。土対法に基づき汚染が判明した土地における地下水への影響調査の実施。 【その他】汚染土壤を用いた埋立て等の禁止(除外規定あり)。
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			記載なし
参考資料			・特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針 ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例(土壤汚染関係) ～条例の概要及び手続きについて～ ・土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説 ・神奈川県土壤汚染対策マニュアル

表1.3.12 土壌汚染対策法と横浜市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	横浜市
名称	土壌汚染対策法	横浜市生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	土壌関連:平成24年10月1日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/iyorei/iyorei/seikatsu/index2.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/iyorei/iyorei/seikatsu/index2.html</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全する
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	①特定有害物質使用等事業所の敷地である、又は敷地であった土地における形質変更(面積要件なし) ②特定有害物質使用等事業所以外の土地で2,000～3,000平方メートルの形質変更を行う場合 ③ダイオキシン類管理対象地(ダイオキシン類管理対象事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所であった敷地)の土地の形質の変更(面積要件なし) ※①、②のうち規則で定める軽微な行為等は届出対象外。 ※形質変更に着手する日の30日前まで ※届出義務者は、土地の形質の変更をしようとする者(法、条例)
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質25物質+ダイオキシン類
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	土壌汚染対策法と同様
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	・特定有害物質使用等事業所:特定有害物質、又はこれを含む固体・液体の製造・使用・処理・保管貯蔵を行う事業所、又は過去において行った事業所。 ただし、過去において特定有害物質の使用等を行った事業所であっても、改正条例の施行の日(平成24年10月1日)より前に事業所を廃止されているものは、特定有害物質使用等事業所に該当しない。 ・ダイオキシン類管理対象事業所:ダイオキシン類特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設)を設置している事業所
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	特定有害物質→土地の所有者等 ダイオキシン類→【ダイオキシン類管理対象事業所の廃止の場合】事業所の設置者、【形質変更時】形質変更をしようとする者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【事業所の廃止時】廃止(一部廃止を含む)された特定有害物質使用等事業所、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地 【形質変更時】 ・形質変更時の届出に係る土地で特定有害物質による土壌汚染のおそれがあると市長が認める土地 ・ダイオキシン類管理対象地で形質変更を行う土地(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く)

項目		環境省	横浜市
調査の契機となる行為		【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	【条例第64条の2第1項、第7項】特定有害物質使用等事業所の廃止又は敷地の一部の使用廃止 【条例第70条の2第1項、第70条の3第7項】ダイオキシン類管理対象事業所の廃止又は敷地の一部の使用廃止
		【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	【条例第65条第1項】 ・特定有害物質使用等事業所の敷地である土地における形質変更 ・特定有害物質使用等事業所以外の土地で2,000～3,000平方メートルの形質変更 【条例第70条の3】 ・ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更
		【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	【条例第61条の2】地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	・特定有害物質：土対法と同様。 ・ダイオキシン類：神奈川県「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」
	概況調査		
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	・特定有害物質：条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域として指定・公示。また、条例基準適合地、指定解除地も台帳を調製し、公表。 ・ダイオキシン類：ダイオキシン類土壌汚染公表台帳を公表。
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	・特定有害物質：土対法と同様。 ・ダイオキシン類：土地形質変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害を防止する措置を講ずる。 ※このほか、「土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針」がある。
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		

項目		環境省	横浜市
名称の違い		土壌汚染状況調査	条例土壌汚染状況調査
		指定基準	
		汚染土壌	条例汚染土壌
		要措置区域	条例要措置区域
		形質変更時要届出区域	条例形質変更時要届出区域
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】特定有害物質使用等事業所の廃止時および土地形質変更時の他、2,000㎡以上の土地形質変更時で土壌汚染のおそれがある場合に条例土壌汚染状況調査が必要。</p> <p>【情報管理】措置・形質変更等について周辺住民へ周知する。法が適用される場合、法と同様の内容に関する条例上の手続きは不要。</p> <p>【調査対策】基準に不適合の場合、地下水への影響を調査する。汚染土壌による埋立て、盛土その他堆積を禁止している。</p> <p>【未然防止】事業者は、特定有害物質の使用状況等の記録を作成して保存し、土地所有者等が異なる場合は、1年に1回以上送付する。</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			<p>土対法に基づく調査等が実施された場合（当該土壌汚染状況調査の実施日から当該特定有害物質使用等事業所の廃止日までの間に、当該土地で特定有害物質の使用等が行われた場合を除く）には条例土壌汚染状況調査は要しない（法が適用される土地については、法と同様の内容に関する条例上の手続きは不要）。</p>
参考資料			横浜市HP: 土壌汚染対策・地盤沈下対策

**Q1. 区域指定されていない土地（自主調査で土壌汚染が判明した土地）において、掘削した汚染土壌を掘削箇所に埋め戻す行為は禁止されているのでしょうか。**

- A1. ・特定有害物質使用等事業所での埋め戻しに関しては、有害物質の飛散等がなく、かつ条例64条に従って施工記録の保管が為されている場合は、「生活環境を保全するために必要な措置」が講じられている行為としてこれを認めています。
- ・特定有害物質使用等事業所以外についても同様の考えです。なお、施工記録を取る義務はありませんが、相談があれば記録することが望ましい旨をお願いしています。
  - ・条例の趣旨である有害物質による汚染の拡散防止の観点から、汚染土壌の埋め戻しの際は帯水層に接することは避けるよう指導しています。
  - ・条例の趣旨は新たな汚染を発生させないことであり、「生活環境を保全するために必要な措置」の内容について具体的な基準を設けているわけではありません。

**Q2. 条例の「製造、使用、処理、保管、貯蔵」の解釈は法と同じでしょうか。**

- A2. ・条例の「製造、使用、処理、保管、貯蔵」は、土壌汚染対策法と同じ解釈です。特定有害物質について、条例は土壌汚染対策法となるべく考え方が同じになるようにしています。

**Q3. ガソリンを貯蔵していた事業所、例えば、ガソリンスタンド、油槽所は、それぞれベンゼンの使用等に該当しますか。**

- A3. ・ガソリン中のベンゼンや有鉛ガソリンの場合の鉛は、土壌汚染対策法4条で対象となっており、条例でも対象としています。
- ・ガソリンスタンドや油槽所は、条例では特定有害物質使用等事業所に該当しますので、廃止時に調査が必要になります。形質変更時に調査義務を課して廃止時に調査不要とした場合、形質変更時の土地の所有者がガソリンスタンドの情報を得にくい等負担が大きいため、条例では「使用等」に「保管・貯蔵」も含め、廃止時に調査を実施する仕組みとしています。

Q4. 特定有害物質使用等事業所以外の土地については、面積規模が2000㎡以上3000㎡未満のものが届出対象でよろしいでしょうか。

A4. ・土地の形質変更面積が3000㎡以上で土壤汚染対策法第4条の規定による届出を行う土地については、条例は適用されません。

・土壤汚染対策法では形質変更の深さが50cm未満で区域外へ土壤の搬出がないなどの場合に届出対象外となっていますが、条例では形質変更の深さにかかわらず土壤を敷地外へ搬出しない場合はすべて届出対象外となります。条例の方が土壤汚染対策法よりも届出対象外の範囲が広いいため3000㎡以上の形質変更で条例が適用されるケースはありません。

Q5. 掘削土壤を一時仮置き（例えば、舗装上に仮置きし、完了時には着手前の状態になる）を行う範囲は、土地形質変更面積に加算されますか。

A5. ・土壤汚染対策法、条例ともに面積にカウントされます。環境省のQ&Aを根拠にしています。

Q6. 法及び条例の土壤汚染状況調査で土壤溶出量基準を超過した場合に、地下水への影響の調査、報告の義務が規定されていますが、具体的な調査方法について教えてください。

A6. ・条例施行規則第59条の36第2項第1号の調査は、汚染物質の濃度を測ることが目的ではなく、地質データと土壤汚染の状況から帯水層に汚染が生じるおそれを判断することを想定しています。

・表層調査で土壤溶出量基準を超過した場合に帯水層への影響があるとみなし、第1号の調査を行わず、第2号の地下水調査・分析を行うことを認めています。この場合、深度別土壤の溶出量を確認することは必須ではありません。

Q7. 条例基準適合地、指定解除地の台帳を調製することになった経緯等について教えてください。

A7. ・旧条例では土壤の調査結果報告書が提出された場合は汚染の有無にかかわらず台帳を調製することとなっており、また、対策を実施した場合も対策が完了した旨を記載してそのまま指定解除地台帳として公表していました。新条例でもそれを踏襲しています。

・土壤汚染対策法では調査を実施して汚染が無い場合は台帳もありませんが、未調査でなく調査した結果汚染が無かったことの記録や、対策を実施して指定解除されたという記録は活用できる情報であるため、土壤汚染対策法によって指定解除し



た場合も指定解除地の台帳を調製することとなっています。

- ・ただし、台帳で汚染無しとなっても、敷地全体ではなく一部の区域に限っている場合もあるため、図面を確認して汚染範囲が全体なのか一部なのかを判断する必要があります。
- ・土地に対する汚染の有無についての問い合わせは非常に多く、汚染が無い場合でも台帳を開示することで情報を提供できることは意味があると考えています。

Q8. 特定有害物質使用等事業所の土地形質変更については敷地外搬出がない等、規則で定める行為は届出対象外（調査不要）になっています。一方、ダイオキシン類管理対象地の土地形質変更については届出した上で、①掘削を伴わない行為、又は②掘削土壌の敷地外搬出がなく、帯水層まで掘削せず、土壌の飛散・流出等の防止措置が講じられている行為の場合に調査が不要となる構成になっています。ダイオキシン類管理対象地と特定有害物質使用等事業所で土地形質変更時の届出対象外の構成が異なる理由について教えてください。

A8. ・特定有害物質については土壤汚染対策法に近づけることを基本的な考え方としています。ダイオキシン類は土壤汚染対策法の対象では無いので、県条例を踏襲しています。

Q9. 自然由来汚染で調査命令が出されるケースはありますか。

A9. ・過去の調査結果より汚染が判明している場合は、調査命令が出る可能性があります。したがって、自然由来というよりは、過去の調査結果から調査命令を出す形です。

表1.3.13 土壌汚染対策法と川崎市条例の比較表

土対法と条例比較

項目		環境省	川崎市
名称		土壌汚染対策法	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
最新改正施行		平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成23年10月1日
URL		<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000015/15485/jorei_jobun.pdf">http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000015/15485/jorei_jobun.pdf</a>
目的		国民の健康の保護	市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とする
土地の形質変更の届出義務		3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地について、「土地改変等の機会」に、資料等調査及び土壌調査等を実施する
調査の対象物質		特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	土壌汚染対策法の特定有害物質及びダイオキシン類
自然由来及び埋立て由来汚染		法の対象とする	適用しない。ただし建設工事等により搬出される土壌は除く。
対象事業所【3条関係】		有害物質使用特定施設【3条】	過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地
調査の実施主体【3条、4条関係】		土地の所有者等	事業者または土地所有者
対象となる土地		【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地
調査の契機となる行為		【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	土地改変等の機会 ①事業所の移転若しくは廃止、事業所の敷地若しくはその跡地等の再開発等又はその所有者の変更を行う機会
		【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	土地改変等の機会 ②事業所の敷地内の建設工事等により当該事業所の敷地外に土壌を搬出する機会
		【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	「土地改変等の機会」に資料等調査を実施する
	概況調査		搬出する土壌について「搬出土壌調査」を実施する。「搬出土壌調査」は原位置または掘削後。掘削後調査は100m <sup>3</sup> に1検体、5点混合。
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	

項目		環境省	川崎市
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	基準超過は公表する
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	右と同様
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤調査等
		指定基準	土壤汚染に関する基準
		汚染土壤	汚染土壤等
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】「土地改変等の機会」に資料等調査及び土壤調査を実施する。「土地改変等の機会」とは、特定有害物質を取り扱ったおそれがある事業所等の廃止、再開発、土地所有者の変更、敷地外への土壤の搬出等を指す。</p> <p>【独自の基準】土壤汚染対策法の特定有害物質及びダイオキシン類</p> <p>【情報管理・行政報告】基準超過は公表する。</p> <p>【調査・対策に関する技術的な事項】搬出する土壤について「搬出土壤調査」を実施する。</p> <p>【未然防止】有害物質使用者は常時地歴を記録して保存すること</p> <p>【その他】自然由来汚染土壤には適用しない。ただし建設工事等により搬出される土壤は除く</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			法に基づく土壤汚染状況調査を行った部分については条例対象外
参考資料			<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例及び同施行規則(第八章 土壤、地下水及び地盤環境の保全)</li> <li>・川崎市における土壤・地下水汚染に係る調査・対策等の手引き</li> </ul>

**Q1. 土壌汚染対策法と川崎市条例の関係について教えてください。**

- A1. ・法に規定する土壌汚染状況調査を行った土地は、条例は適用されません。(条例82条の2)
- ・法4条に規定する3,000㎡以上の土地の形質の変更であって、条例に規定する特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地の土地改変等の機会である場合は、条例に基づく土壌調査等結果報告書の提出を求めます。汚染が判明した際に、法14条申請を行っていただく場合もあります。

**Q2. 搬出土壌調査について教えてください。**

- A2. ・本調査の目的は、汚染土壌を事業所の敷地外へ持ち出すことによる搬出先での二次汚染を防ぐことにあります。
- ・本調査は、資料等調査で土壌汚染のおそれが認められ、事業所の敷地内の建設工事等により掘削土壌を敷地外に搬出する場合に行うものです。
  - ・掘削後の搬出土壌調査で基準超過が判明した場合には、飛散防止対策等の指導を行っています。
  - ・搬出土壌調査で汚染が判明した場合も公表の対象となり、処理対策実施計画書の提出を求めています。
  - ・恒久対策完了の報告書が提出された際に、HPの一覧表から削除されます。

**Q3. 「土地所有者の変更」契機の調査について教えてください。**

- A3. ・「土地所有者の変更」のみが契機となるケースとしては、借地で事業を行っていた事業者が土地を買い上げる場合等が想定されますが、建物を使用し続ける等により土壌調査が困難である場合は、資料等調査を実施し、将来の土地改変の際に土壌調査を実施することも認めております。

**Q4. 川崎市条例における自然由来汚染土壌についての考え方を教えてください。**

- A4. ・改正土対法で自然由来も区域指定の対象となりましたが、条例では建設工事等により搬出される土壌を除き、自然由来汚染土壌は対象としておりません。
- ・過去に自然由来の汚染が報告されている土地について法4条の届出がされた場合は、調査命令の発出を検討します。

Q5. 土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定された土地について、条例で処理対策の実施を求められますか。

A5. ・形質変更時要届出区域に指定された土地について、条例では処理対策の実施は求めておりません。現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的として、汚染土壌の拡散等を防止するために必要な管理を実施することとしております。

Q6. 条例の処理対策の方法に「不溶化」が入っていませんが、その理由を教えてください。

A6. ・不溶化は処理対策ではなく、汚染土壌等の管理に位置づけております。

Q7. 条例の公表リストからの削除要件を教えてください。

A7. ・法の区域指定解除と同様です。具体的には汚染土壌の除去と地下水モニタリングで汚染が存在しないことの確認を求めます。

・上記に関連し、土壌の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められない場合、事前の地下水調査が不要との記載が調査フローにありますが、これは地下水位が非常に深い場合を想定したものであり、地下水位が深いことを確認するための調査が必要です。

表1.3.14 土壌汚染対策法と新潟県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	新潟県
名称	土壌汚染対策法	生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成16年9月1日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kankvotaisaku/1206291694569.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kankvotaisaku/1206291694569.html</a>
目的	国民の健康の保護	県民の健康保護、良好な生活環境の現在及び将来の県民への確保
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	上乘せ等の規制は無し
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	規定無し
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第74条】 ①有害物質使用等事業者による汚染の監視 ②土壌は5年に1回以上、又は大規模な土地の形状の変更を行う場合、地下水は1年に1回以上実施 ③調査は汚染状況を的確に把握できる場所で実施 ④大規模な土地の形状の変更とは、以下のとおり 1.土壌の移動、搬出を行う場合 2.建物の改築等を行うため土壌の掘削を行う場合 ⑤汚染が判明した場合は知事に報告し、周辺環境への影響が危惧される場合は、影響防止のための措置を実施 【第75条】 ①下記の土地所有者等が汚染を把握した際の届出 1.有害物質使用等事業場の敷地であった土地 2.有害物質使用等事業場の敷地である土地 3.土地の利用状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況等により、土壌又は地下水の汚染のおそれがあると認められる土地
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止 【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更 【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査 【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし 概況調査 詳細調査 ・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	調査フローや方法に係る条例独自の規定は無し
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等	要措置区域等として指定・公示	【第75条の3】①定期的な監視で判明した土壌又は地下水汚染に対し、措置実施が必要な場合で、措置の勧告を行ったにも拘わらず従わなかった際に勧告内容を公表

項目		環境省	新潟県
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	【75条の2】①敷地外へ搬出する汚染土壌の土対法に準拠した適正な処分 (その他、対策に係る条例固有の規定は無し)
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		
名称の違い		土壌汚染状況調査	条例固有の名称は無し
		指定基準	
		汚染土壌	
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】①有害物質使用等事業者は、下記の大規模な土地の形状の変更を行う場合、土壌調査を行うこと。</p> <p>1.土壌の移動、搬出を行う場合 2.建物の改築等を行うため土壌の掘削を行う場合</p> <p>【独自の基準】①汚染により周辺環境への影響が危惧される場合は、措置を実施すること。</p> <p>【行政報告】①有害物質使用等事業者は、調査で汚染が判明した場合、知事に報告すること。 ②土地の所有者等は土壌や地下水の汚染を把握した場合、知事に届け出ること。</p> <p>【調査方法】①調査は汚染状況を的確に把握できる場所で行うこと。 ②措置で汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、土対法に準拠した適正処分を実施すること。</p> <p>【未然防止】①有害物質使用等事業者は、定期的に土壌や地下水の汚染監視を行うこと。(土壌は5年に1回以上、地下水は1年に1回以上)</p> <p>【その他】①措置実施が必要な場合で、措置の勧告を行ったにも拘わらず従わなかった際に勧告内容を公表する。</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			手順に係る具体的な規定は無し
参考資料			<p>①新潟県生活環境の保全等に関する条例の改正について</p> <p>②条例改正説明会におけるQ&amp;A</p>

表1.3.15 土壌汚染対策法と長野市条例の比較表

土対法と条例比較

項目		環境省	長野市
名称		土壌汚染対策法	公害防止条例
最新改正施行		平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成22年6月29日
URL		<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/78414.html">http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/78414.html</a>
目的		国民の健康の保護	市民が健康で安心な生活ができる環境の確保
土地の形質変更の届出義務		3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	規定無し
調査の対象物質		特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)
自然由来及び埋立て由来汚染		法の対象とする	規定無し
対象事業所【3条関係】		有害物質使用特定施設【3条】	
調査の実施主体【3条、4条関係】		土地の所有者等	特定有害物質使用事業者 土地の所有者等
対象となる土地		【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第26条】 ①特定有害物質使用事業所の敷地(特定有害物質使用地)で定期的な調査を実施 ②地歴調査等の必要な調査を年1回以上実施し、特定有害物質の使用状況に変更が生じた場合はその都度状況調査を実施 【第27条】 ①特定有害物質使用事業所の全部又は一部の廃止時に法と同様の調査を実施
調査の契機となる行為		【第3条】有害物質使用特定施設の廃止 【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更 【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査 概況調査 詳細調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし  ・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	調査フローや方法については法とほぼ同じ
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	【第28条】①自主的調査で土壌汚染が判明した場合、結果と対策を市長に届出し、自ら公表するよう努力



項目		環境省	長野市
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	対策に係る条例固有の規定は無し
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		
名称の違い		土壌汚染状況調査	条例固有の名称は無し
		指定基準	
		汚染土壌	
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】①特定有害物質使用事業所の全部又は一部の廃止時に、土対法と同様の調査を行うこと。</p> <p>【独自の基準】条例固有の規定は無し</p> <p>【行政報告】①自主的調査で土壌汚染が判明した場合、結果と対策を市長に届出し、自ら公表するよう努めること。</p> <p>【調査方法】条例固有の規定は無し</p> <p>【未然防止】①特定有害物質使用地では、定期的に調査を行うこと。(地歴調査等は1年に1回以上、特定有害物質の使用状況に変更が生じた場合はその都度)</p> <p>【その他】①特定有害物質使用地の譲渡、返還又は貸与時に調査記録を相手方に交付(第26条～28条)</p> <p>②但し、土壌汚染の除去措置が行われた場合、記録の交付は不要(第29条)</p> <p>③特定有害物質使用事業所の廃止に際し、汚染による人の健康に係る影響が懸念される場合、市長は土地に立ち入って調査をさせることが可能(第30条)</p> <p>④正当な理由がなく立入を拒んだ場合等には、その旨の公表が可能(第31条)</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			手順に係る具体的な規定は無し
参考資料			①土壌汚染について(長野市公害防止条例関係)

表1.3.16 土壌汚染対策法と浜松市条例の比較表

土対法と条例比較

項目		環境省	浜松市
名称		土壌汚染対策法	土壌・地下水汚染対策に関する要綱
最新改正施行		平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年4月1日
URL		<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/doivo/1doivo.html">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/doivo/1doivo.html</a>
目的		国民の健康の保護	市民の健康保護、生活環境の保全
土地の形質変更の届出義務		3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	上乘せ等の規制は無し
調査の対象物質		特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質) ダイオキシン類
自然由来及び埋立て由来汚染		法の対象とする	規定無し
対象事業所【3条関係】		有害物質使用特定施設【3条】	
調査の実施主体【3条、4条関係】		土地の所有者等	使用事業者等(対象物質の使用等若しくは貯蔵等をして事業活動を行う者又は行っていた者)
対象となる土地		【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第11条】 ①使用事業場(対象物質の使用等若しくは貯蔵等をする工場又は事業場) ②過去使用事業場(対象物質の使用等若しくは貯蔵等をしていた工場又は事業場) 【第12条】 ①汚染地(土壌又は地下水汚染が存在する又はそのおそれがある土地)
調査の契機となる行為		【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止  【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更  【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	【第8条】 ①事業場内に井戸を有する場合の地下水分析(自主分析) 1.使用等又は貯蔵等している物質は1年に1回以上 2.過去に使用等又は貯蔵していた物質は2年に1回以上 3.汚染が判明した場合、原因究明と講じた改善措置を含めて報告 【第11条】 ①使用事業者等は、下記の場合に土壌汚染状況調査と地下水汚染状況調査を実施 1.使用事業場又は過去使用事業場の全部又は一部を廃止するとき 2.使用事業場又は過去使用事業場の敷地内の工事等により当該敷地外に土壌を搬出するとき ②法の調査で土壌汚染が判明した際に地下水汚染状況調査を実施
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	【第11条】 ①土壌汚染状況調査 1.方法は基本的に法と同じ 2.但し、土壌搬出時の調査は、搬出する範囲のみを対象 ②地下水汚染状況調査 1.方法は基本的に法と同じ 2.試料採取は、履歴で汚染が存在するおそれが高いと考えられる地点 3.汚染土壌又は汚染地下水があるときは、汚染地の敷地境界で地下水流向等から汚染が拡散すると考えられる地点
	概況調査		
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	

項目		環境省	浜松市
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	【第23条】 ①汚染により市民の健康や財産等に支障をきたすと認める場合に報道機関等に事実を公表 ②必要に応じて対策の状況等を公表
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	①土壤汚染への措置 1.法に準拠した措置を指導 ②地下水汚染への措置 1.地下水からの対象物質の除去及び汚染源の除去を指導 2.但し、直ちにこれが行えない場合は、汚染の拡散防止を指導 3.措置に係る具体的な内容は下記のとおり ・汚染地下水が拡散しない方法であること ・汚染地下水及びその浄化処理水、処理過程で排出されるガスについて1月ごとに1回以上測定すること ・対象物質の除去等の実施後、1年に4回以上地下水を採取し、汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤汚染状況調査(要綱対象の調査)
		指定基準	条例固有の名称は無し
		汚染土壤	
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			【調査契機】①対象物質の使用事業者等は、下記の場合、土壤・地下水調査を行うこと。 1.事業場の全部又は一部を廃止する場合 2.事業場の敷地内の工事等で土壤を場外搬出する場合 【独自の基準】①土対法の調査で土壤汚染が判明した場合、地下水調査を実施すること。 【行政報告】①調査で汚染が判明した場合、市長に結果を報告すること。 ②汚染地で措置を実施する場合は計画を市長に提出し、措置が完了した場合は報告すること。 【調査方法】①土壤調査は、基本的に土対法と同様とする(但し、土壤搬出時調査は搬出する範囲のみを対象とする。) ②地下水調査は、汚染が存在するおそれが高いと考えられる地点や、敷地境界で汚染が拡散すると考えられる地点で実施する。 ③地下水汚染への措置は、対象物質や汚染源の除去を指導し、直ちに実施が不可能な場合は拡散防止を指導する。 【未然防止】①事業場内に井戸がある場合は地下水分析(自主分析)を行うこと。(1年に1回以上、過去の物質は2年に1回以上) 【その他】①必要に応じて、市長は汚染地に対する調査実施の指導が可能である。(第12条) ②汚染により人の健康への被害が懸念される場合、市長は措置を指導する。(第14条) ③措置を実施する者に対し、市長は措置の経過報告を求めることが可能である。(第16条) ④汚染で人の健康への被害が懸念される場合、土壤・地下水汚染対策連絡会を開催する。(第18条)
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			手順に係る具体的な規定は無し
参考資料			①土壤・地下水汚染対策に関する実施要領

表1.3.17 土壌汚染対策法と愛知県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	愛知県
名称	土壌汚染対策法	県民の生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成22年10月1日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000047877.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000047877.html</a>
目的	国民の健康の保護	県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全すること
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(形質変更に着手する前までに、過去に特定有害物質等を取り扱っていた事業所の設置の状況等を事前に調査し、報告)【条例 第39条の2】
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	条例の対象とする
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質等取扱事業所【第39条 2】 ・水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業者(法で調査される土地を除く) ・地下タンクでガソリンを貯蔵または取り扱う者(ガソリンスタンド等)
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	【39条第1項、第2項、第3項】 特定有害物質等取扱事業者 【第39条の2】 土地所有者等 【第39条 4】 特定有害物質等取扱事業者が調査困難な場合は、土壌汚染等調査に係る土地の所有者、管理者又は占有者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第39条】【第39条 2】 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業場(以下「特定有害物質等取扱事業所」)の廃止される土地 【第39条の2】 3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う際に行われる土地の履歴調査の報告があった場合で、土壌又は地下水が特定有害物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると知事が認める土地 【第39条 3】 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が「土壌汚染等対策基準」に適合しないおそれがあると知事が認める土地

項目		環境省	愛知県
調査の契機となる行為		【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	【第39条】 特定有害物質等取扱事業所を設置している者は、 土壤汚染等調査を行うよう努めなければならない。 【第39条 2】 特定有害物質等取扱事業所(水濁法の特定事業 場(法で調査される土地を除く)、地下タンクでガソ リンを貯蔵または取り扱う事業所)の全部又は一部 を廃止
		【第4条】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変 更	【第39条の2】 形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変 更
		【第5条】 土壤汚染による健康被害が生じるおそれがある土 地	【第39条 3】 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状態 が「土壤汚染等対策基準」に適合しないおそれ がある土地
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴 調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う者に、土 地の履歴調査の実施を義務付け
法・条例に基づく 調査で土壤汚染が 判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	記者発表、ホームページに掲載
対策の相違点	地下水 モニタ リング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを 求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措 置後1回でよい。	法と同様
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤汚染等調査
		指定基準	土壤汚染等対策基準
条例独自の制度 ・指導等			【独自の基準】土壤・地下水汚染が判明した時は、 応急措置、拡散防止措置を義務付け 【情報管理・行政報告】自主調査の汚染判明時に 報告する努力義務 条例による調査で基準に適合しない場合、行政に より公表 【調査・対策】 ・3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う者に、土 地の履歴調査の実施を義務付け ・土壤又は地下水の汚染状態が土壤汚染等対策 基準に適合せず、人の健康に係る被害が生じ、又 は生ずるおそれがある場合で、汚染原因者に措置 を講じさせることが相当であると知事が認める場合 は、措置を命令できる 【未然防止】汚染土壤処理業の許可申請時の生活 環境影響調査の実施を義務付け
土対法の調査契機 にも該当する場合の 調査手順			3,000m <sup>2</sup> 以上の形質変更時は、法と条例の両方の 手続きが必要
参考資料			愛知県土壤汚染等対策指針 土壤・地下水汚染を防止するために 土壤及び地下水の汚染の防止に関する規制の仕 組み

Q1. 愛知県条例では自然由来を対象としていますか。

A1. ・土壌汚染対策法と同様に愛知県条例でも自然由来の汚染を対象としています。  
・自然由来はその場にあったものなので、その場で使用する場合は、特段の措置を求めません。搬出する場合は、基準不適合土壌として処理業者に委託するなどの適切な措置を求めます。

Q2. 水面埋立て用材料由来は、自然由来に含まれますか。

A2. ・水面埋立て用材料由来の汚染は自然由来汚染と区別しています。  
・土壌汚染等対策指針で、自然由来の汚染については拡散防止措置の実施を要しないことにしていますが、水面埋立て用材料由来の汚染は地下水汚染を生じていない場合、拡散防止措置として地下水モニタリングを指導しています。

Q3. 土地の形質の変更の面積が3,000㎡以上の場合の届出等を教えてください。

A3. ・土壌汚染対策法第4条第1項の「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」と、愛知県条例第39条の2第1項の「過去の特有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書」の両方の提出が必要になります。

Q4. 愛知県条例では一定の機会に土壌汚染等調査を義務付けています。土壌汚染等調査は土壌調査と地下水調査が含まれますが、概況調査で土壌汚染が確認されなかった場合でも地下水調査は必須でしょうか。

A4. ・概況調査で土壌汚染が確認されなかった場合は、地下水調査は不要と考えて良いです。

Q5. 第2種特定有害物質を対象とした土壌汚染等対策指針における詳細調査では、溶出量と含有量の両方を分析することが必須でしょうか。

A5. ・溶出量と含有量の両方の分析を必須にしています。詳細調査だけでなく、30m区画の5地点混合法で基準不適合になった後に行う個別分析でも、溶出量と含有量の両方の分析を必須にしています。

Q6. 愛知県条例の土壤汚染等調査で基準不適合になった土地の他に、土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域についても汚染拡散防止措置の実施義務があるのでしょうか。

A6. ・土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域についても汚染拡散防止措置の実施を課しています（条例第40条第5項）。

Q7. 第40条第1項及び第3項の“応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができる”と知事が認める場合”についてご教示願います。

A7. ・“応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができる”と知事が認める場合”とは、応急措置がそのまま拡散防止措置になる場合です。

Q8. 自主調査で土壤汚染、地下水汚染が確認された場合に知事に報告する努力義務がありますが、自主調査の場合も公表されるのでしょうか。

A8. ・自主調査であっても新たな汚染の報告があった場合は、原則全て公表しています。

・公表は報告書を受領後すみやかに、記者発表及びホームページへの掲載により実施しています。

表1.3.18 土壌汚染対策法と名古屋市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	名古屋市
名称	土壌汚染対策法	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	名古屋市環境保全条例(平成25年4月)
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076033.html">http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076033.html</a>
目的	国民の健康の保護	特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行うおとすとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	【第57条】大規模な土地の形質の変更時は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置状況その他を調査し、結果を報告
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	法と同様
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	特定有害物質等取扱工場等(第54条、第55条関連) 「特定有害物質等」とは特定有害物質(法の25物質と同じ)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体。
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	・特定有害物質等取扱事業者 ・特定有害物質等取扱工場等の敷地において500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満の土地の形質の変更をしようとするもの ※ガソリンスタンド事業者を含む
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	①特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が認める土地 ②特定有害物質等取扱工場等の敷地内で規則で定める規模(500m <sup>2</sup> 以上3000m <sup>2</sup> 未満)の形質の変更をしようとする土地 ③3000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更をしようとする土地 ※条例ではガソリンスタンド跡地を含む
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止  【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更  【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	【55条】特定有害物質等取扱工場等の敷地内で規則で定める規模(500m <sup>2</sup> 以上3000m <sup>2</sup> 未満)の土地の形質を変更しようとするとき 【57条】3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質を変更しようとするとき  【54条】特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が求めるとき



項目		環境省	名古屋市
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	条例では3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更、改変を行う場合の地歴調査義務
	概況調査		
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	3つの区域(措置管理区域・拡散防止管理区域・形質変更時届出管理区域)に分けて台帳調製・閲覧に供する。 報告が有れば速やかに公表する。
名称の違い		土壤汚染状況調査	土壤汚染等調査
		指定基準	土壤汚染等処理基準 指定基準と土壤汚染等処理基準の値は同じ
		汚染土壤	管理汚染土壤
		要措置区域	措置管理区域
		形質変更時届出区域	拡散防止管理区域 形質変更時届出管理区域 条例は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないとしても、生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に汚染の拡散の防止等の措置を指示
条例独自の制度・指導等			【調査契機】55条 特定有害物質等取扱事業者が500m <sup>2</sup> 以上の土地を改変する場合 【独自の基準】生活環境を保全するための措置が必要な区域として、拡散防止管理区域を設定 【情報管理・行政報告】第57条の2 自主調査で土壤・地下水の汚染が判明した場合は報告の義務化(罰則規定なし、法第14条で申請した場合は除く) 条例による調査で基準に適合しない場合、行政により公表 【調査・対策】3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更、改変を行う場合の地歴調査義務 特定有害物質等取扱工場等の敷地において500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満の土地の形質の変更を行う場合の届出・調査 第58条の5 汚染の拡散の防止等の措置を市長が指示 第58条の6 法の形質変更時届出区域であっても、生活環境被害のおそれがある場合は、拡散防止措置の指示を市長が行う。 【未然防止】第60条の7 (汚染土壤処理業に係る生活環境影響調査の実施等)
参考資料			・名古屋市域における土壤及び地下水の汚染に係る制度の概要について ・土壤汚染等対策指針(平成25年4月1日から施行) ・名古屋市環境保全条例の改正(土壤・地下水汚染対策)に関するQ&A ・3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更に係る届出・報告の手引き(平成25年4月) ・土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針 ・名古屋市汚染土壤処理業許可等申請手数料条例

Q1. 「生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある」とはどのような状況でしょうか。

- A1. ・土壌溶出量基準不適合の汚染土壌により、地下水汚染が生じれば、飲用による健康被害が生ずるおそれがなくても、井戸の使用に対する制約や汚染による不安感など生活環境に係る被害が生ずると考えられます。同様に、名古屋市内の河川水についても、飲用に供される可能性はありませんが、水質汚濁があれば、生活環境に係る被害が生ずると考えられます。
- ・実際には、敷地境界で地下水の水質が地下水基準の10倍以下なら、積極的な拡散防止対策まで求めることはありませんが、地下水の水質の測定を継続して実施し、基準の10倍以下であることを確認する必要があります。

Q2. 区域の指定にかかわる基準について重金属等（シアン除く）の汚染で第二溶出量基準に適合するもの〔特定有害物質等取扱事業者の行為によって汚染が生じたことが明らかなものを除く〕となっていますが、どういう場合が想定されますか。

- A2. ・取り扱い履歴や汚染状況から人為的汚染と考えられるものを除き、自然由来（盛土由来を含む）の可能性のある汚染を想定しています。

Q3. 自主調査に係る報告において、「適合しないことが判明したとき」とはいつまでさかのぼりますか。

- A3. ・条例第57条の2の報告義務は、改正条例の施行日（平成25年4月1日）以降に着手された調査に適用されます。ただし、それ以前の調査についても、県条例の報告努力義務規定が適用されています。

Q4. 自主調査の報告義務について県条例と市条例で違いがありますか。

- A4. ・県条例は「報告するよう努めなければならない」努力義務ですが、市条例は「報告しなければならない」義務です。ただし、どちらも罰則はありません。対策については県条例では「助言」になっていますが、市条例では、区域指定を行い健康被害又は生活環境被害のおそれがあれば、必要な措置を指示します。

Q5. 法と条例が重なった時の手続き方法はどのようになりますか。

A5. ・原則として、法と条例の手続きを両方行う必要はありません。基本的には法が優先となります。ただし、法の形質変更時要届出区域であっても、生活環境被害のおそれがある場合は、上乘せで条例に基づき拡散防止措置を指示することになります。また、3,000㎡以上の土地の形質の変更の際は、法第4条の届け出だけでなく、条例第57条の報告も合わせて提出する必要があります。

表1.3.19 土壌汚染対策法と春日井市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	春日井市
名称	土壌汚染対策法	生活環境の保全に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成19年12月19日条例制定 (平成20年7月1日施行)
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.kasugai.lg.jp/kankyou/kankyo/seikatsujourei.html">http://www.city.kasugai.lg.jp/kankyou/kankyo/seikatsujourei.html</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の市民の良好な生活環境を確保
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	土壌及び地下水の特定有害物質(同法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。)
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	同左
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	有害物質使用特定施設に係る工場等を設置している事業者(以下「設置者」という。)
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第36条】当該工場等の敷地である土地 【第37条】当該工場等の敷地である土地の一部(借地にあっては、当該土地の一部)
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止 【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更 【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	【第36条】建物又は工作物(建築面積又は築造面積が規則で定める面積以上のものに限る。)を除却するとき 【第37条】当該工場等の敷地である土地の一部を売却(借地にあっては、当該土地の一部を返還)しようとするとき 【第39条】(第36条～第38条の規定は、)次に掲げる土地の土壌については、適用しない。 (1) 土壌汚染対策法第3条第1項本文、第4条第2項及び第5条第1項の規定の適用を受ける土地、同法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地並びに同法第6条第1項及び第11条第1項の指定に係る区域内の土地 (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2第2項の規定による報告を求めた土地 (平22条例4・平22条例47・一部改正)

項目		環境省	春日井市
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴 調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	
	概況 調査		
	詳細 調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	
法・条例に基づく 調査で土壌汚染が 判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	【第38条】調査報告があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況その他規則で定める事項を公表
対策の相違点	地下水 モニタ リング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	
	環境 保全 対策		
	形質の 変更の 施行 方法		
名称の違い		土壌汚染状況調査	
		指定基準	
		汚染土壌	
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度 ・指導等			【調査の契機】第36条 建物又は工作物(建築面積又は築造面積が規則で定める面積以上(100m <sup>2</sup> )のものに限る。)を除却するとき 第37条 当該工場等の敷地である土地の一部を売却(借地にあつては、当該土地の一部を返還しようとするとき) 【情報管理・行政報告】 条例による調査で基準に適合しない場合、行政により公表
土対法の調査契機 にも該当する場合の 調査手順			
参考資料			春日井市生活環境の保全に関する条例 第4章 第2節 土壌及び地下水の汚染の拡散の防止(第36条―第39条)  春日井市生活環境の保全に関する条例施行規則 春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針

表1.3.20 土壌汚染対策法と三重県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	三重県
名称	土壌汚染対策法	生活環境の保全に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年10月19日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.eco.pref.mie.lg.jp/earth/100150/dojo_osen/taisaku.htm">http://www.eco.pref.mie.lg.jp/earth/100150/dojo_osen/taisaku.htm</a>
目的	国民の健康の保護	県民の健康の保護、良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上の施策推進による、現在及び将来の生活環境の保全
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更の届出時に、土地の履歴調査報告を義務付け(但し、土対法に準じた土壌調査を実施し、かつ地下水調査を実施する場合は省略可能)【第72条の2】
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	規定無し
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	土地の所有者等
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第72条の2】 ①履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m <sup>2</sup> 以上の形質変更を行う場合 ②調査対象は、工場等の施設が設置されていた場所の周辺での土壌調査と、形質変更する土地の境界付近での地下水調査 【第72条の3】 ①有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地での年1回以上の定期的な調査 ②調査対象は、施設周辺での土壌調査と、工場等の敷地境界付近での地下水調査 ③但し、下記の除外規定があり 1.敷地面積が300m <sup>2</sup> 以下の場合 2.施設の使用開始後1年未満の場合 3.有害物質使用特定施設を起点に、一般的な地下水汚染到達距離が敷地内に確保できる場合 ④3年間継続して汚染が無い有害物質については、3年に1回以上に頻度を緩和 【第72条の3】 ①有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地で300m <sup>2</sup> 以上の形質変更を行う場合 ②調査対象は、形質変更しようとする土地のすべての範囲 ③但し、下記の場合は調査不要 1.掘削土等を場外搬出しない 2.掘削土等を場内の駐車場やグラウンド等へ移動しない 3.掘削土等の場内移動で周囲へ影響を及ぼさない
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止  【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更  【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし
	概況調査	
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。
		【第72条の3】 ①3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更の届出時に履歴調査が必須 ②但し、法に則して土壌調査を実施し、かつ地下水調査を実施する場合は省略可能
		方法は法とほぼ同じ

項目		環境省	三重県
法・条例に基づく調査で土壤汚染が判明した土地の公表等		要措置区域等として指定・公示	【第72条の4】①土地所有者等の報告に基づき、知事は関係市町長に周知し、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認める場合に届出内容を公表
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	【第72条の4】土壤又は地下水汚染の発見時に、土地の所有者等は、汚染拡散防止の応急措置を講ずるとともに、汚染状況と措置内容について届出（その他、対策に係る条例固有の規定は無し）
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		
名称の違い		土壤汚染状況調査	条例固有の名称は無し
		指定基準	
		汚染土壤	
		要措置区域	
		形質変更時要届出区域	
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】①下記の場合、土壤・地下水調査を行うこと。（但し、2.には調査不要の例外規定あり。）</p> <p>1.履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合</p> <p>2.有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地で300m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合</p> <p>【独自の基準】①土対法の4条の届出時に履歴調査報告を行うこと。</p> <p>【行政報告】①土壤又は地下水汚染の発見時に、土地の所有者等は応急措置を講じ、汚染状況と措置内容を知事に届け出ること。</p> <p>②汚染土壤を県内に搬入する場合、搬出元の土地所有者等は15日前までに搬入届出書を提出すること。（第72条の8）</p> <p>【調査方法】①履歴調査にて特定有害物質の使用等の工場等の設置が確認された土地で、3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う場合の調査は、以下とすること。</p> <p>1.工場等の施設が設置されていた場所周辺の土壤調査</p> <p>2.形質変更する土地の境界付近での地下水調査</p> <p>【未然防止】①有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地では、定期的に調査を行うこと。（1年に1回以上、3年継続して汚染が無い物質は3年に1回以上）</p> <p>②但し、敷地面積300m<sup>2</sup>以下では調査免除などの除外規定がある。</p> <p>【その他】①土対法の手続きに関し、必要に応じて、知事が任命する土壤汚染対策専門委員の意見を聴取（第72条の6）</p>
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			手順に係る具体的な規定は無し
参考資料			<p>①三重県生活環境の保全に関する条例について（土壤及び地下水汚染に関する規制）</p> <p>②【告示第268号】土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法等を定める旨</p> <p>③【告示第269号】特定工場等所有者等による土壤又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨</p>

表1.3.21 土壌汚染対策法と滋賀県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	滋賀県
名称	土壌汚染対策法	滋賀県公害防止条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成24年3月30日 (施行規則改正:平成24年5月30日)
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/kankyo/kankyo/dojo/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/kankyo/kankyo/dojo/index.html</a>
目的	国民の健康の保護	住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
土地の形質変更の届出義務	3,000㎡以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内での土地の形質変更を行う場合【条例第50条の2】
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	指定有害物質(25物質)【条例第2条第5項】
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	規定無し
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	水濁法第2条第2項に規定する特定施設を除く指定有害物質使用特定施設【条例第49条】 使用が廃止された特定施設(土対法施行前に使用が廃止された水濁法第2条第2項に規定する特定施設及び滋賀県郊公害防止条例の一部を改正する条例(平成19年滋賀県条例第53号)の施行前に使用が廃止された特定施設に限る)【条例第50条】
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	所有者等(土地の所有者、管理者または占有者)【条例第49条】
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	①使用が廃止された指定有害物質使用特定施設(水濁法第2条第2項に規定する特定施設を除く)に係る工場等の敷地【条例第49条】 ②使用が廃止された特定施設(土対法施行前に使用が廃止された水濁法第2条第2項に規定する特定施設及び滋賀県郊公害防止条例の一部を改正する条例(平成19年滋賀県条例第53号)の施行前に使用が廃止された特定施設に限る)の敷地であった土地【条例第50条】
調査の契機となる行為	【第3条】 有害物質使用特定施設の廃止	指定有害物質使用特定施設(水濁法第2条第2項に規定する特定施設を除く)の廃止【条例第49条】
	【第4条】 形質変更面積が3,000㎡以上の土地の形質の変更	使用が廃止された特定施設(土対法施行前に使用が廃止された水濁法第2条第2項に規定する特定施設及び滋賀県郊公害防止条例の一部を改正する条例(平成19年滋賀県条例第53号)の施行前に使用が廃止された特定施設に限る)の敷地であった土地の形質変更【条例第50条】
	【第5条】 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定無し



項目		環境省	滋賀県
調査フロー・ 調査方法の違い	地歴調査	【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	地歴調査は必須【条例第49条、第50条】
	概況調査		概況調査は必須【条例第49条、第50条】 分解生成物も対象【規則第29条の2(1)~(4)、第29条の7(1)~(4)】
	詳細調査	・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壤汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	—
法・条例に基づく調査で 土壤汚染が判明した土地の 公表等		要措置区域等として指定・公示	台帳の調整及び保管【条例第50条の4第1項】 台帳の閲覧【条例第50条の4第3項】
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	規定無し(不明)
	環境保全対策		土壤汚染改善管理計画の作成【条例第50条の5】
	形質の変更の 施行方法		規定無し(不明)
名称の違い	土壤汚染状況調査		土壤の汚染の状況についての調査
	指定基準		土壤基準
	汚染土壤		—
	要措置区域		規定無し
	形質変更時要届出区域		規定無し
条例独自の制度・指導等			【調査対象】法で対象外となる法施行前に廃止された特定有害物質使用特定施設を上乘せ 【調査フロー】地歴調査、概況調査は必須(分解生成物を含む) 【報告・公表】汚染された土地は台帳の調整及び保管、閲覧 【行政報告】土壤汚染改善管理計画の作成及び年1回の報告
土対法の調査契機にも 該当する場合の調査手順			なし
参考資料			なし

表1.3.22 土壌汚染対策法と野洲市条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	滋賀県 野洲市
名称	土壌汚染対策法	野洲市生活環境を守り育てる条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成23年6月22日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.city.yasu.lg.jp/doc/kankyoukeizaibu/kankyouseisakuka.../iyourei.html">http://www.city.yasu.lg.jp/doc/kankyoukeizaibu/kankyouseisakuka.../iyourei.html</a>
目的	国民の健康の保護	市民の健康の保持及び生活環境の保全並びに市の健全な発展に寄与することを目的とする【条例第1条】
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	なし
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	油類
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	対象外
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	規定無し
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	規定無し
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	規定無し
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	規定無し
	【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	規定無し
	【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	規定無し
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査 【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし	規定無し
	概況調査	規定無し
	詳細調査 ・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	規定無し
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等	要措置区域等として指定・公示	規定無し

項目		環境省	滋賀県 野洲市
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	
	環境保全対策		
	形質の変更の施行方法		
名称の違い	土壌汚染状況調査		調査
	指定基準		地質保全基準(油類のみ)
	汚染土壌		地質保全基準に適合していないもの(油類のみ)
	要措置区域		規定無し
	形質変更時要届出区域		規定無し
条例独自の制度・指導等		<p>【独自の基準】油類  ※昭和46年環境庁告示第59号付表9に定める方法のほか、視覚(油膜)及び嗅覚で油類を調査すること。  【行政報告】油類に関して調査結果報告を、基準超過の場合には油類に関する地質保全基準超過等報告書を提出すること。</p>	
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順		なし	
参考資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲市生活環境を守り育てる条例 パンフレット</li> <li>・野洲市生活環境を守り育てる条例 パンフレット・事業者用</li> </ul>	

表1.3.23 土壌汚染対策法と大阪府条例の比較表

土対法と条例比較

項目	環境省	大阪府
名称	土壌汚染対策法	生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成22年11月30日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>	<a href="http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/iiban/dojo_u.html">http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/iiban/dojo_u.html</a>
目的	国民の健康の保護	府民の健康で豊かな生活が享受できる社会の実現
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地形質変更の届出時に、土地の利用履歴等調査の結果を報告【第81条の5】
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質(25物質)+ダイオキシン類 →管理有害物質と総称
自然由来及び埋立て由来汚染	法の対象とする	対象とする
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	土地の所有者等
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	【第81条の4】 ①有害物質使用届出施設やダイオキシン特定施設を設置していた工場又は事業場の敷地であった土地 ②施設の廃止時に調査 【第81条の5】
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止 【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更 【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	①3,000m <sup>2</sup> 以上の形質変更を行う土地で、土地の利用履歴調査等で特定有害物質の使用履歴が判明した土地 ②土地の利用履歴調査等で汚染のおそれがあると判明したときに土壌汚染状況調査を実施【第81条の6】 ①稼働中の有害物質使用特定施設、有害物質使用届出施設又はダイオキシン特定施設を有する工場・事業場で形質変更を行おうとする土地(形質変更の規模の下限は無し) ②土地の形質変更時に調査を実施
調査フロー・調査方法の違い	地歴調査 【第3条】地歴調査報告書は必須 【第4条】調査命令が出なければ必要なし 概況調査 詳細調査 ・指示措置の実施の第一段階として範囲及び深さを把握することを目的とする。土壌汚染状況調査とは別であり、必須ではない。	①調査・対策の手引きで、実施前に計画書提出に係る指導 ②特定有害物質に係る調査フロー、方法は法と同様
法・条例に基づく調査で土壌汚染が判明した土地の公表等	要措置区域等として指定・公示	【第81条の8、12】①要措置管理区域又は要届出管理区域として指定・公示

項目		環境省	大阪府	
対策の相違点	地下水モニタリング	基本的に措置完了後2年間の地下水モニタリングを求める。 掘削除去については、地下水汚染がない場合は措置後1回でよい。	対策に係る条例固有の規定は無し	
	環境保全対策			
	形質の変更の施行方法			
名称の違い		土壌汚染状況調査	条例固有の名称は無し	
		指定基準		
		汚染土壌		
		要措置区域		要措置管理区域(条例のみが対象の場合)
		形質変更時要届出区域		要届出管理区域(条例のみが対象の場合)
条例独自の制度・指導等			<p>【調査契機】①下記の場合に、土壌調査を行うこと。</p> <p>1.有害物質使用届出施設やダイオキシン特定施設を設置していた工場又は事業場で施設を廃止する場合</p> <p>2.3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更を行う土地で、土地の利用履歴調査等で特定有害物質の使用履歴が判明した場合</p> <p>3.稼働中の有害物質使用特定施設、有害物質使用届出施設又はダイオキシン特定施設を有する工場・事業場で形質変更を行う場合</p> <p>【独自の基準】①対象物質は土対法の特定有害物質＋ダイオキシン類⇒管理有害物質と総称</p> <p>②土対法の4条の届出時に履歴調査報告を行うこと。</p> <p>③汚染が判明した場合、要措置管理区域又は要届出管理区域として指定する。</p> <p>④自主調査及び自主措置に係る規定を設け、それに基づき指針を策定している。</p> <p>【行政報告】土対法と同様の仕組み</p> <p>【調査方法】土対法と同様の仕組み</p> <p>【未然防止】①他の土地から土砂を搬入して造成を行う際、土砂の性状把握に努めること。(第81条の3)</p> <p>【その他】①ダイオキシン類についても区域指定制度を適用し、ダイオキシン類汚染土壌の外部処理に際し、確認申請の制度を設置している。</p> <p>②調査や措置の結果の記録・保管・引継ぎを行うこと。</p>	
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順			パンフレットにてフローを提示	
参考資料			<p>①パンフレット「大阪府の土壌汚染対策制度」(平成25年4月)</p> <p>②土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き(平成24年3月)</p> <p>③大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針(平成24年3月)</p> <p>④土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について(平成23年3月)</p>	

表1.3.24 土壌汚染対策法と広島県条例の比較表

土対法と条例比較

項目	土対法	広島県
名称	土壌汚染対策法	広島県生活環境の保全等に関する条例
最新改正施行	平成23年6月24日(省令改正:平成23年7月8日)	平成23年12月26日
URL	<a href="http://www.env.go.jp/water/doio/law/kaisei2009.html">http://www.env.go.jp/water/doio/law/kaisei2009.html</a>	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-151016joure-i-index.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-151016joure-i-index.html</a>
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全する
土地の形質変更の届出義務	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行おうとするとき(変更の着手の30日前まで)【第4条第1項】	都市計画法第29条第1項もしくは第2項又は宅地造成等規制法第8条第1項の規定により許可を受けなければならない行為で、いずれも行為に係る面積が1,000平方メートル以上のとき
調査の対象物質	特定有害物質(25物質) ※地下水の摂取等によるリスク(溶出量)、直接摂取によるリスク(含有量)	特定有害物質
対象事業所【3条関係】	有害物質使用特定施設【3条】	土壌関係特定事業場(汚水等関係特定事業場、ガソリンスタンド、射撃場)
調査の実施主体【3条、4条関係】	土地の所有者等	土地改変者
対象となる土地	【第3条】特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地 【第4条】一定規模以上の土地の形質変更の際に土壌汚染おそれがあると都道府県知事が認める土地 【第5条】土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地	土地の改変を行う土地
調査の契機となる行為	【第3条】有害物質使用特定施設の廃止	過去に土壌関係特定事業場が設置されていれば、土壌汚染確認調査を実施。
	【第4条】形質変更面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更	都市計画法の規定により許可を受けなければならない行為(行為に係る面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のものに限る。) 宅地造成等規制法により許可を受けなければならない行為(行為に係る面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)
	【第5条】土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地	
名称の違い	土壌汚染状況調査	土壌汚染確認調査
	汚染土壌	
	要措置区域	
	形質変更時要届出区域	
市条例独自の制度		【調査契機】都市計画法や宅地造成等規制法の許可が必要な行為のうち、1000m <sup>2</sup> 以上の場合に土地の履歴調査を実施。 過去に土壌関係特定事業場が設置されていれば、土壌汚染確認調査を実施。 【情報管理】土対法第3条、第5条の規定による土壌汚染状況調査を実施した土地、第4条の規定による届出を行った土地、第14条の規定による申請が行われた土地については適用しない。 【措置方法】汚染が確認された場合は、14日前までに汚染拡散防止計画書を作成。
土対法の調査契機にも該当する場合の調査手順		土壌汚染対策法第3条 第5条の規定による土壌汚染状況調査を実施した土地、第4条の規定による届出を行った土地、第14条の規定による申請が行われた土地については、適用しない。

自治体・土壌関係ウェブサイト一覧

No.	自治体	担当窓口	ページタイトル	URL
1	岩手県	環境生活部環境保全課	土壌・地下水に関すること	<a href="http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/suishitsu/003100.html">http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/suishitsu/003100.html</a>
2	山形県	環境エネルギー部水大気環境課	土壌環境	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/dojo/">http://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/dojo/</a> ※条例の記載が無い。「山形県生活環境の保全等に関する条例」は例規集( <a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020023/reiki.html">http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020023/reiki.html</a> )から閲覧できる。
3	群馬県	環境森林部環境保全課	土壌汚染対策法について	<a href="http://www.pref.gunma.jp/04/e0910002.html">http://www.pref.gunma.jp/04/e0910002.html</a> ※本ページ内に条例等の記載あり。
4	埼玉県	環境部水環境課	水環境課	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0505/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0505/index.html</a>
5	さいたま市	環境局環境共生部環境対策課	土壌・地盤環境	<a href="http://www.city.saitama.jp/001/009/012/index.html">http://www.city.saitama.jp/001/009/012/index.html</a>
6	草加市	市民生活部環境課公害対策係	公害対策係	<a href="http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1701/a02/">http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1701/a02/</a>
7	千葉県	環境生活部水質保全課地質環境対策班	地下水・土壌汚染対策について	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/chikasui/">https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/chikasui/</a>
8	千葉市	環境局環境保全部環境規制課	地下水・土壌に関すること	<a href="http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/soil.html">http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/soil.html</a>
9	市川市	環境清掃部環境保全課	土壌汚染	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/111100002.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/111100002.html</a>
10	東京都	環境局環境改善部化学物質対策課土壌地下水汚染対策係	土壌汚染対策	<a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/</a>
11	神奈川県	環境農政局環境部大気水質課	かながわの土壌汚染対策	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/</a>
12	横浜市	環境創造局環境保全部水・土壌環境課	土壌汚染対策・地盤沈下対策	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/</a>
13	川崎市	環境局環境対策部環境対策課	川崎市の土壌汚染対策	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-7-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-7-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
14	横須賀市	環境政策部環境管理課	環境対策	■土壌汚染対策法、神奈川県条例 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kurashi/kankyou/taisaku/index.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kurashi/kankyou/taisaku/index.html</a>
		都市部開発指導課	特定建築等行為条例・土地利用行為条例	■適正な土地利用の調整に関する条例 <a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/tokuteikenchiku/">http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/tokuteikenchiku/</a>
15	新潟県	県民生活・環境部環境対策課	土壌・地下水汚染対策	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1204650952452.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1204650952452.html</a>
16	長野市	環境部環境政策課環境保全担当	環境政策課	<a href="https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/">https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/</a>
17	浜松市	環境部環境保全課	土壌・地下水汚染	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyo/hozen/dojo/index.html">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyo/hozen/dojo/index.html</a>
			浜松市要綱集 > 環境部	■浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱など <a href="http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/ka_001.html">http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/ka_001.html</a>
18	愛知県	環境部水地盤環境課 規制・土壌グループ	土壌汚染対策	<a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000047772.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/0000047772.html</a>
19	名古屋市	環境局 地域環境対策部 地域環境対策課有害化学物質対策係	土壌汚染対策	<a href="http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000077311.html">http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000077311.html</a>
20	春日井市	環境部環境保全課	環境問題	<a href="http://www.city.kasugai.lg.jp/gomi/kankyo/index.html">http://www.city.kasugai.lg.jp/gomi/kankyo/index.html</a>
21	三重県	環境生活部大気・水環境課	土壌・地下水	<a href="http://www.eco.pref.mie.lg.jp/classify/middle.asp?midcate=10">http://www.eco.pref.mie.lg.jp/classify/middle.asp?midcate=10</a>
22	滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	土壌・地下水の保全	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/kankyo/kankyo/dojo/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/kankyo/kankyo/dojo/index.html</a>
23	野洲市	環境経済部環境課	野洲市生活環境を守り育てる条例	<a href="http://www.city.vasu.lg.jp/doc/kankyoukeizaibu/kankyouseisakuka/iyourei.html">http://www.city.vasu.lg.jp/doc/kankyoukeizaibu/kankyouseisakuka/iyourei.html</a>
24	大阪府	環境農林水産部環境管理室環境保全課化学物質対策グループ	地盤・土壌	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/index.html</a>
25	広島県	環境県民局環境保全課	大気・水・土壌環境	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-index.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-index.html</a>

## 第二章 土壤汚染対策法に基づく工事終了報告書の作成の手引き

### 2.1 手引きの概要

土壤汚染対策法における汚染土壤の措置の方法は種々あるが、本報告書の対象となる措置は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されている土地において、土壤の特定有害物質による汚染状態を土壤溶出量基準・土壤含有量基準に適合させるために基準不適合土壤を掘削し、区域外の汚染土壤処理施設に搬出、客土による埋戻しを行う工事である。

#### 2.1.1 作成の手引きについて

本書は、掘削除去措置を行う工事に従事される関係者の方々に活用していただけるように、具体的な留意事項についてのコメントを交えた「工事終了報告書」の作成例である。

#### 2.1.2 手引きの対象工事の条件

掘削除去措置の対象となる特定有害物質の種類、汚染濃度や汚染深度は実施するサイトによって様々であるが、本書では、鉛、ひ素および水銀による溶出量基準・含有量基準不適合土壤が比較的浅い深度で存在する土地を想定している。

#### 2.1.3 手引き使用にあたっての注意

掘削除去措置において最も重要な点は、汚染土壤を取り残さないこと、汚染の拡散を防止することである。実際に報告書を作成する場合は、現場の状況に合わせ、土留め等の仮設計画、工事中の周辺環境保全対策等を追記していただくことになる。

### 2.2 報告書例

次ページより表紙を含めた報告書本文の作成例を示す。留意事項等については、吹き出しで示している。



株式会社土木学会製作所 四谷工場跡地 土壤汚染対策工事

工事終了報告書

平成〇〇年〇〇月

株式会社土木学会製作所

## — 目 次 —

1. 工事概要
  
2. 土壌汚染等の状況
  - 2.1 平面状況
  - 2.2 深度状況
  - 2.3 特定有害物質による汚染状態
  - 2.4 対策土量
  
3. 対策工事
  - 3.1 対策の内容
  - 3.2 工事実施数量
  - 3.3 工事中の周辺環境保全対策
  
4. 地下水調査（指定解除を求める場合）
  
5. 実績工程表
  
6. まとめ

### 《添付資料》

- ・ 掘削出来形管理表
- ・ 土壌状況調査の濃度計量証明書
- ・ 汚染土壌場外運搬処理の終了報告書
- ・ 埋め戻し土の濃度計量証明書
- ・ 地下水の濃度計量証明書

### 《別冊資料》

- ・ 出来形測量写真
- ・ 搬出汚染土壌の管理表

## 1. 工事概要

### (1) 工事名

株式会社土木学会製作所 四谷工場跡地  
形質変更時要届出区域内における土壤汚染対策工事

### (2) 工事場所 (図1-1参照)

住所：東京都新宿区四谷一丁目〇〇-□ (住居表示)  
東京都新宿区四谷一丁目□番●号 (地番)  
形質変更時要届出区域面積：2,022.5㎡ (計画)

住居表示と地番表示を併記  
します。

### (3) 土壤汚染対策工事の目的

対象地は、旧土木学会製作所四谷工場の敷地であったが、再開発計画に伴い、集合住宅の新築工事が計画されている。今回の土壤汚染対策工事は、当該土地の汚染土壤を掘削除去し、汚染土壤による健康リスクを排除することを目的とした。

指定解除を受ける場合は、  
その旨を明記します。

### (4) 土壤汚染対策工事の施工内容

施工内容：汚染範囲の土壤の掘削除去  
掘削除去後の埋め戻し  
掘削除去に伴う搬出数量：1,116.2㎥ (計画)、1,156.2㎥ (実績)

数量減になった場合、理由を求められる  
ことがあります。施工実績として一覧表  
でまとめると良いでしょう。

### (5) 土壤汚染対策工事の実施者 (土地所有者)

株式会社土木学会製作所

### (6) 土壤汚染対策工事の施工者

土壤地下水建設株式会社

### (7) 参考法規等

- ・ 土壤汚染対策法
  - ・ 土壤汚染対策法施行令
  - ・ 土壤汚染対策法施行規則
  - ・ 土壤汚染対策法の施行通知等
- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について  
汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について  
汚染土壤の運搬に関する基準等について
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第2版)
  - ・ 汚染土壤の運搬に関するガイドライン (改訂第2版追補) (以下、運搬ガイドライン)
  - ・ 汚染土壤の処理業に関するガイドライン (改訂第2版追補)

その他、適用される条例等が  
あれば追加します。



【対象地】  
 東京都新宿区四谷一丁目〇〇-□（住居表示）  
 東京都新宿区四谷一丁目□番●号（地番）

「国土画像情報を元に(公社)土木学会 建設技術研究委員会  
 土壌・地下水汚染対策研究小委員会が加工」

図1-1 工事場所

出典等を明記します。  
 市販の地図等を複製して利用する場合は、その出版社から複製利用の許諾を必ず得ます。

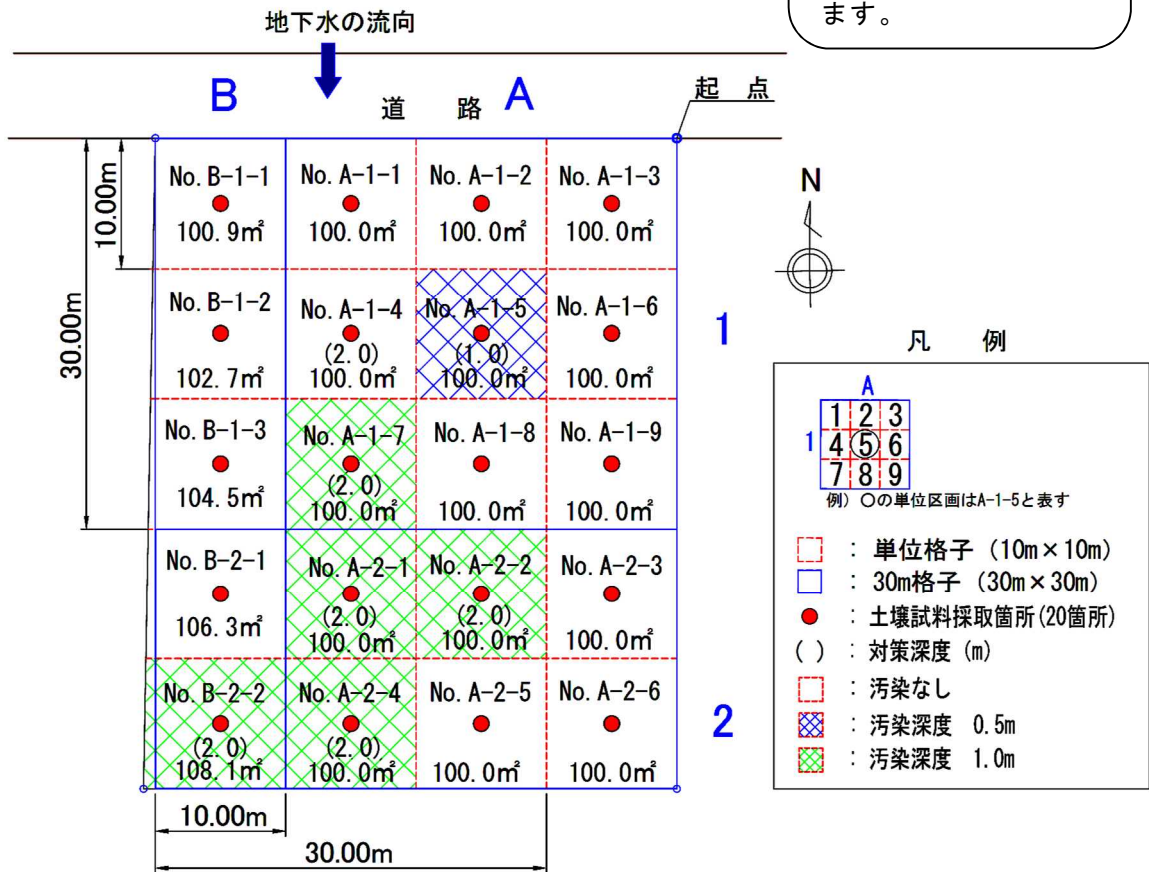


図1-2 汚染土壌分布範囲

先に実施した土壌汚染状況調査の結果を明記します。  
 (絞り込み調査を実施した場合は、その結果も)  
 平面、深度の調査結果を1枚の図面にする場合もあります。

## 2. 土壌汚染等の状況

### 2.1 平面状況

対象地においては、平成〇年〇月〇日～平成〇年×月×日に土壌汚染状況調査を実施し、6区画で鉛、ひ素、水銀のいずれかの基準不適合が確認された。基準不適合物質と区画数を以下に示す。なお、溶出量基準不適合であったB-2-2区画の地下水に汚染はなかった。

《基準不適合物質と不適合区画数》

鉛（含有量）のみ 5区画  
 鉛（含有量）、ひ素（溶出量）、水銀（溶出量） 1区画

### 2.2 深度状況

深度調査では1区画で深度0.5mまで、5区画で1.0mまでの基準不適合が確認された。表2-1に土壌調査データの一覧を示す。

表2-1 土壌調査データ一覧

深度 (GL-m)	A-1-5	A-1-7	A-2-1	A-2-2	A-2-4	B-2-2		
	鉛含有量 (mg/kg)	鉛含有量 (mg/kg)	鉛含有量 (mg/kg)	鉛含有量 (mg/kg)	鉛含有量 (mg/kg)	ひ素溶出量 (mg/L)	水銀溶出量 (mg/L)	鉛含有量 (mg/kg)
0.0~0.5	850	800	620	170	220	0.058	0.0028	290
1.0	80	200	590	200	280	0.015	0.0048	960
2.0	60	ND	17	100	60	0.002	0.0002	60
3.0	ND	ND	36	ND	ND	ND	ND	ND
4.0	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND
5.0	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND
基準値	150	150	150	150	150	0.01	0.0005	150
地下水	—	—	—	—	—	ND	ND	—

ND : 定量下限値未満

赤字 : 溶出量または含有量基準不適合

: 掘削除去範囲

: 掘削底面

基準不適合の値は、わかりやすく表示してください。また、第二溶出基準不適合の値についても表の中でわかるように記載すると良いでしょう。

表中に基準値も併記すると良いでしょう。

地下水汚染があった場合、指定解除を目指すには、措置完了後、年4回の地下水モニタリングを2年間行う必要があります。

### 2. 3 特定有害物質による汚染状態

本対象地において、基準不適合物質と濃度は、鉛含有量 200～960mg/kg、ひ素溶出量0.015～0.058mg/L、水銀溶出量 0.0028 ～0.0048mg/L であった。表2-1に各区画の基準不適合物質と最大濃度を示す。

表2-2 各区画の基準不適合物質と最大濃度

単位区画	基準不適合物質	最大濃度	
		含有量(mg/kg)	溶出量(mg/L)
A-1-5	鉛含有量	850	—
A-1-7	鉛含有量	800	—
A-2-1	鉛含有量	620	—
A-2-2	鉛含有量	200	—
A-2-4	鉛含有量	280	—
B-2-2	鉛含有量	960	—
	ひ素溶出量	—	0.058
	水銀溶出量	—	0.0048

### 2. 4 対策土量

計画時の対策面積は608.1㎡、対策土量は1,116.2㎡であった。

実施工においては、対策面積は608.1㎡、対策土量は1,156.2㎡であった。

実施工の対策土量が増加した理由は、施工管理の上で底面掘削及び側面掘削時に余掘りする必要があったためである。

表 2-3 対策面積及び対策土量（計画）

単位区画	面積 (㎡)	汚染深度 (m)	対策深度(m)		対策土量 (m³)	備考 (基準不適合物質)
			上限	下限		
A-1-5	100.0	0.5	0.0	1.0	100.0	鉛含有量
A-1-7	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
A-2-1	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
A-2-2	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
A-2-4	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
B-2-2	108.1	1.0	0.0	2.0	216.2	ひ素、水銀溶出量 鉛含有量
合計	608.1				1,116.2	

### 3. 対策工事

#### 3.1 対策の内容

##### (1) 対策方法

形質変更時要届出区域の汚染土壌を掘削除去し、鉛含有量基準不適合土壌については、汚染土壌処理業許可を受けた浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））（〇〇〇処理株式会社）に運搬して処理し、水銀の溶出量基準不適合区画の土壌については、許可を受けた埋立処理施設（内陸埋立処理施設）（□□環境株式会社）に運搬して処理した。掘削除去後の埋め戻し土については、健全性を確認した土砂を外部から購入・搬入した。ひ素と水銀の土壌溶出量基準が不適合であったB-2-2区画において、汚染土壌の掘削除去完了後に地下水中のひ素及び水銀の濃度が地下水基準に適合していることを確認した。今回の対策工事の施工フローを図3-1に示す。

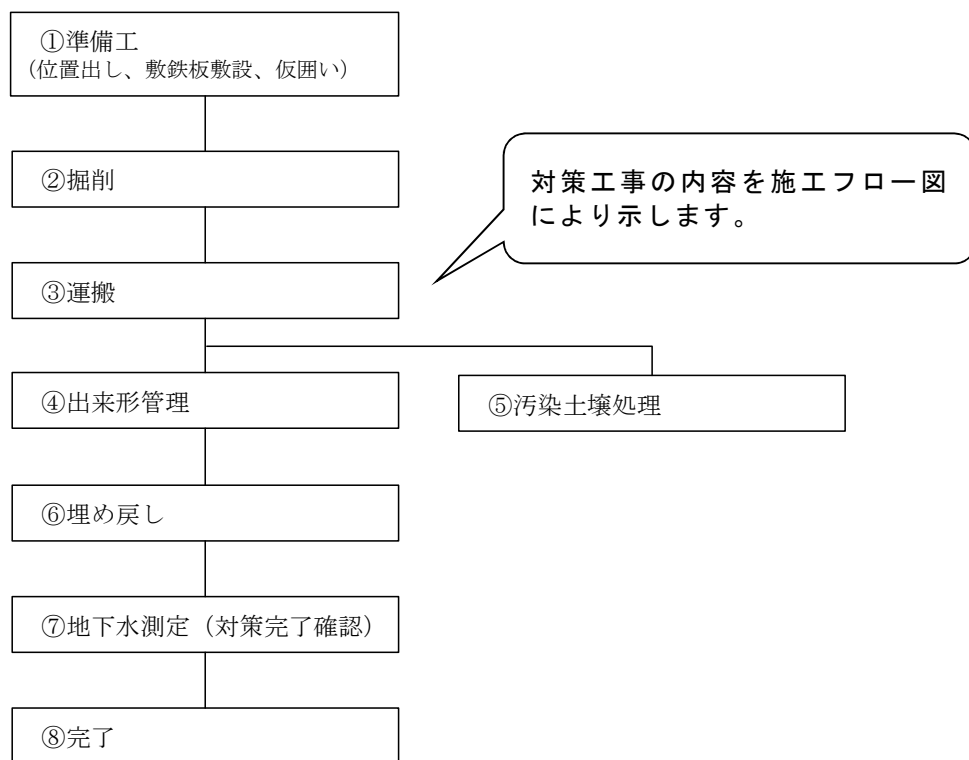


図3-1 施工フロー

##### (2) 施工方法

図3-1のフロー内の詳細について、以下に記載する。

###### ①準備工

- ・位置出し：既往調査の起点より、セオドライトおよびレベルによる測量を実施し、施工区画の位置出しを行った。
- ・敷鉄板敷設：自動車のタイヤに基準不適合土壌が付着することを防止するために敷鉄板を敷設した。
- ・仮囲い：周辺への粉塵飛散防止や関係者以外の立入禁止措置のため、作業エリア周囲に万能鋼板による仮囲いを設置した。

それぞれの工種に対する具体的な作業内容を説明します。

②掘削

掘削はバックホウを使用して行った。掘削深度が2m未満と浅かったため、山留等を行わず素掘り掘削とした。

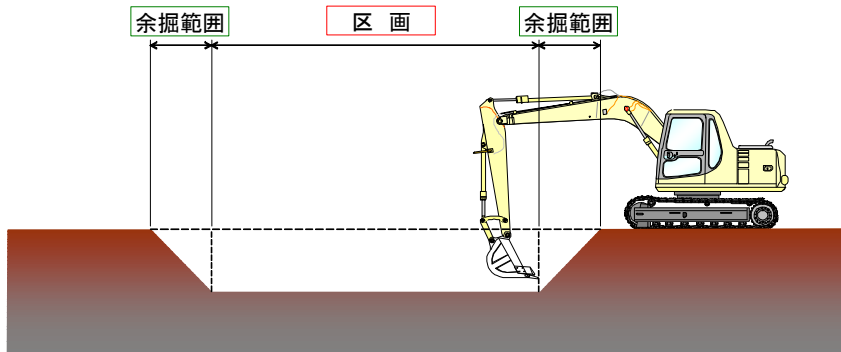


図3-2 掘削イメージ

③運搬

掘削した汚染土壌は場内に仮置きせず、自動車に積み込み、場外搬出した。運搬は自動車（陸上）、船舶（海上）で行い、対象地からの搬出車両1台毎に搬出汚染土壌の管理票を交付して管理した。また、「運搬ガイドライン」に基づき、汚染の拡散が無いように積替・保管を行うとともに、鉛汚染土壌の陸上運搬の際は荷台をシート等で被覆し、海上運搬の際はガット船のハッチカバーを確実に閉じた。ひ素、鉛および水銀を含む汚染土壌については、水銀の揮発による汚染拡散を防止するためフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に詰め、陸上運搬した。汚染土壌の運搬フローを図3-3に示す。

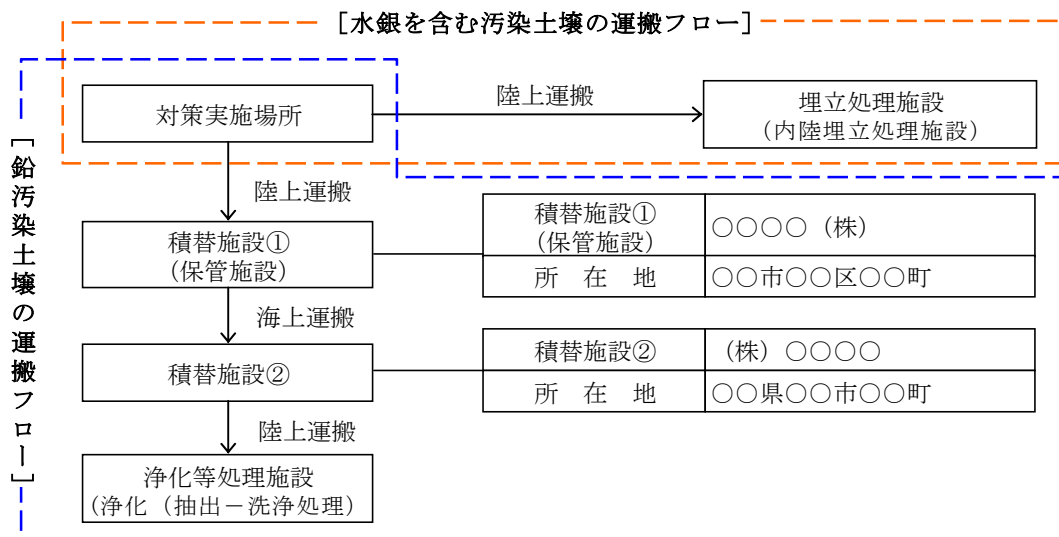


図3-3 汚染土壌運搬フロー



ここでは東京都の事例を示しています。対策工事の計画書に基づいて記載すると良いでしょう。

④出来形管理

- ・区画毎に測量し、所定の範囲の汚染土壌が掘削除去されている事を確認した。
- ・掘削深さの確認は、1単位区画あたり基本的に底面4隅と中央の5箇所とした。
- ・平面寸法の確認は、1区画の2辺で行った。
- ・測定結果は管理表に取りまとめると共に、写真を撮影し保存した。

自治体によっては全ての辺で寸法確認が必要な場合があるため注意してください。

⑤汚染土壌処理

浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））は〇〇〇処理株式会社（+\*県\*+市）、埋立処理施設（内陸埋立処理施設）は□□環境株式会社（\*\*県++市）とした。

⑥埋め戻し

埋め戻し土には、購入材（既利用地B種）を使用し、（一社）土壤環境センターの「埋め戻し土壌の品質管理指針」に則り、900m<sup>3</sup>に1回の頻度で分析を行い、特定有害物質の含有量および溶出量の基準に適合していることを確認した。

埋め戻す材料によって分析頻度が異なるため、確認が必要です。

⑦地下水測定（対策完了確認）

規定の深度および範囲を掘削除去し、埋め戻し完了後に地下水の測定を行った。特定有害物質の濃度は地下水基準に適合しており、工事による地下水への影響はなかった。

⑧完了

完了報告書を提出し、工事終了。

(3) 施工管理体制

対策工事の施工管理体制を図3-4に示す。

対策工事を実施した施工業者等を明らかにします。

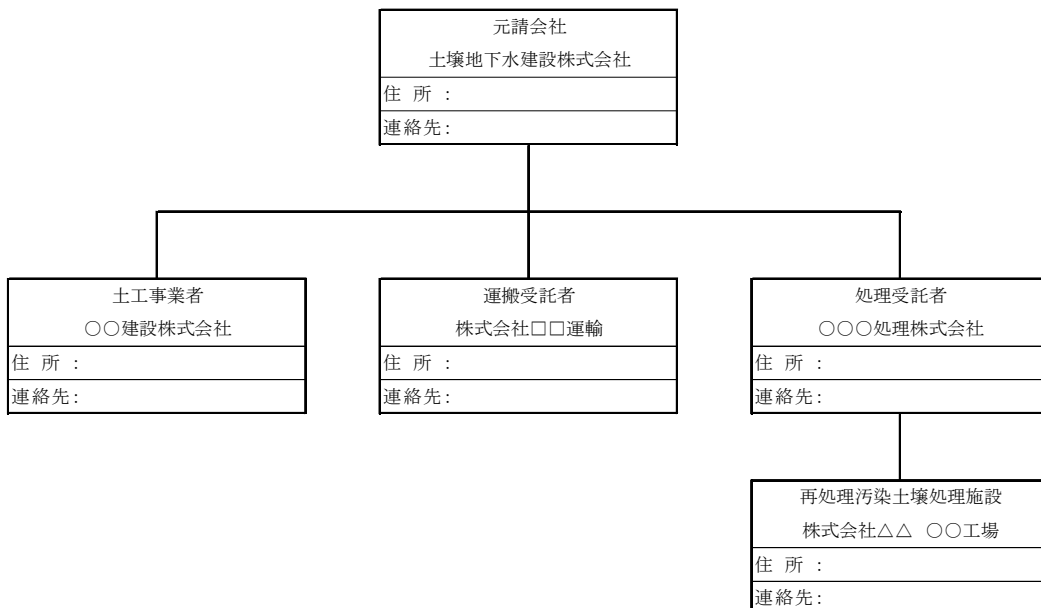


図3-4 工事中の施工管理体制

### 3. 2 工事実施数量

#### (1) 汚染土壌の掘削除去量

対策工事の計画数量・実施数量を表3-1に示す。また、汚染土壌掘削除去の区画毎の面積測量結果を表3-2に示す。

対策計画と実際の工事における変更点が多い場合には、別途一覧表にまとめます。

表3-1 土壌汚染対策工事数量

名称	計画数量	実施数量	単位	備考
掘削	1,116.2	1,156.2	m <sup>3</sup>	余掘りのため増加
運搬・処理	2,009.2	2,081.2	t	汚染土壌比重 1.8t/m <sup>3</sup>
埋め戻し	1,116.2	1,156.2	m <sup>3</sup>	購入材：既利用地B種
地下水調査	1	1	箇所	溶出量基準不適合区画に観測井を設置 工事終了後に採水して地下水濃度を確認

表 3-2 汚染土掘削区画毎面積（実績）

単位区画	計算式	面積(m <sup>2</sup> )
A-1-5	10.0×10.0	100.00
A-1-7	10.0×10.0	100.00
A-2-1	10.0×10.0	100.00
A-2-2	10.0×10.0	100.00
A-2-4	10.0×10.0	100.00
B-2-2	(10.0+11.62) × 10.0 ÷ 2	108.10
合計		608.10

表 3-3 対策土量計算表（実績）

単位区画	面積(m <sup>2</sup> )	汚染深度(m)	対策深度(m)		対策土量(m <sup>3</sup> )	備考 (基準不適合物質)
			上限	下限		
A-1-5	100.0	0.5	0.0	1.1	110.0	鉛含有量
A-1-7	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
A-2-1	100.0	1.0	0.0	2.1	210.0	鉛含有量
A-2-2	100.0	1.0	0.0	2.1	210.0	鉛含有量
A-2-4	100.0	1.0	0.0	2.0	200.0	鉛含有量
B-2-2	108.1	1.0	0.0	2.0	216.2	ひ素、水銀溶出量 鉛含有量
掘削側面の余掘りにより増加した土量					10.0	単位区画 B-2-2 を除く範囲の合計
合計	608.1	---	---	---	1,156.2	

(2) 汚染土壌の運搬実績表

添付資料として管理票に記載された交付年月日、交付番号、車両番号、汚染土壌の重量等を一覧表に整理したものを添付します。

表3-4 汚染土壌運搬実績のまとめ

運搬年月日	運搬車両延べ台数 (台)	運搬重量 (t)	備 考
20XX年〇月15日	28	280.00	
20XX年〇月16日	30	300.00	
20XX年〇月19日	32	320.00	
20XX年〇月20日	33	330.00	
20XX年〇月22日	30	300.00	
20XX年〇月23日	31	310.00	
20XX年〇月26日	25	241.16	
合 計	209	2,081.16	

ここには、このような簡易な表でまとめます。

表3-5 管理票集計表の一例

番号	交付年月日	交付番号	車両番号	体積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	備考
001	20XX年 月 日	第01-0001号	〇〇100あ00-00	6	10	
..	.....	...	...	..	..	
020	20XX年 月 日	第01-0020号	〇〇100い00-00	5	10	
合 計						

(3) 埋め戻し土の健全性と搬入量

埋め戻し土には、購入材(既利用地B種)を使用したため、(一社)土壌環境センターの「埋め戻し土壌の品質管理指針」に則り、900m<sup>3</sup>に1回の頻度で分析を行い、特定有害物質の含有量および溶出量の基準に適合していることを確認した。確認結果は、下のとおりである。

搬入元、分析頻度、分析結果等を記載すると良いでしょう。

表3-6 埋戻土の搬入一覧表

搬入日	搬入台数(台)	搬入量(m <sup>3</sup> )	搬入元	分析	備考
年 月 日	30	167.1	〇県〇市×× 〇〇興業		
年 月 日	40	223.0	〇県〇市×× 〇〇興業		
年 月 日	40	222.2	〇県〇市×× 〇〇興業		
年 月 日	40	223.0	〇県〇市×× 〇〇興業		
年 月 日	40	222.0	〇県〇市×× 〇〇興業	○	結果表(1)
年 月 日	36	200.1	〇県〇市×× 〇〇興業		
年 月 日	24	130.0	〇県〇市×× 〇〇興業	○	結果表(2)
合 計	250	1,387.4			

表3-7-1 埋戻土の健全性確認結果 (1)

(0~900 m<sup>3</sup>)

		含有量 (mg/Kg)	土壌含有量基準 (mg/Kg)	溶出量 (mg/L)	土壌溶出量基準 (mg/L)
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	ND	150	ND	0.01
	六価クロム化合物	ND	250	ND	0.05
	シアン化合物	ND	50 (遊離シアンとして)	ND	検出されないこと
	水銀及びその化合物	ND	15	ND	0.0005 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	アルキル水銀	ND	-	ND	-
	セレン及びその化合物	ND	150	ND	0.01
	鉛及びその化合物	30	150	0.002	0.01
	砒素及びその化合物	10	150	0.001	0.01
	ふっ素及びその化合物	ND	4,000	ND	0.8
	ほう素及びその化合物	ND	4,000	ND	1

※資料等調査により、明らかに汚染の可能性がないと認められる特定有害物質の分析を省略  
《添付資料》埋め戻し土の濃度計量証明書参照

表 3-7-2 埋戻土の健全性確認結果 (2)

(900~1,387.4 m<sup>3</sup>)

		含有量 (mg/Kg)	土壌含有量基準 (mg/Kg)	溶出量 (mg/L)	土壌溶出量基準 (mg/L)
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	ND	150	ND	0.01
	六価クロム化合物	ND	250	ND	0.05
	シアン化合物	ND	50 (遊離シアンとして)	ND	検出されないこと
	水銀及びその化合物	ND	15	ND	0.0005 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	アルキル水銀	ND	-	ND	-
	セレン及びその化合物	ND	150	ND	0.01
	鉛及びその化合物	15	150	ND	0.01
	砒素及びその化合物	15	150	0.002	0.01
	ふっ素及びその化合物	ND	4,000	ND	0.8
	ほう素及びその化合物	ND	4,000	ND	1

※資料等調査により、明らかに汚染の可能性がないと認められる特定有害物質の分析を省略  
《添付資料》埋め戻し土の濃度計量証明書参照

### 3.3 工事中の周辺環境保全対策

記載事項は一例です。その他、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」の419ページ～424ページを参照すると良いでしょう。

#### (1) 騒音振動の防止

- ・低騒音・低振動型の建設機械を使用し、騒音・振動の未然防止に努めた。
- ・敷地周囲に仮囲いを設置した。

基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を明示すると良いでしょう。

#### (2) 粉塵その他の飛散防止、流出防止

- ・掘削中は適宜散水を行い、粉塵の発生防止に努めた。
- ・鉛汚染土壌の陸上運搬時には、自動車荷台のシート養生をし、海上運搬時には、ガット船のハッチカバーの閉塞を確実に行った。水銀を含む汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れ運搬した。
- ・運搬車両のタイヤに土壌が付着したまま場外に出ないように、タイヤの確認・清掃を行った。
- ・区域内の裸地部を車両が走行しないように、事前に敷鉄板を敷設し、タイヤに土壌が付着することを防いだ。
- ・常に天候の状況を把握し、大雨が予測される場合は作業を中止し、排水状況・排水系統の確認を事前に行うとともに、周辺への濁水の流出を防止するよう努めた。
- ・土壌の改修に必要な器具（スコップ・保護具・容器等）を常備した。

#### (3) 作業員による持ち出し防止対策

- ・施工に従事する作業員に対して、汚染土壌の取り扱いについての教育を新規入場時に行った。
- ・靴洗い場を設け、靴底についた汚染土壌を周囲に拡散させることがないように、掘削面に立入る作業員および施工管理者には靴底の洗浄を徹底させた。

(4) 排水対策

- ・ 工事排水は、全量公共下水道へ放流した。
- ・ 工事中の降雨、掘削時の水替え、工事用車両のタイヤ洗浄水等を考慮し、濁水を一時貯留するためにノッチタンクを設置した。
- ・ 下記項目について、日常の現場管理を行った。
- ・ 管理の結果、全項目とも基準に適合していた。(【別紙添付資料】工事排水管理結果の一例 参照)

表3-8 排水時の日常管理項目（一例）

項 目	基 準	頻 度
外 観	異常な着色や発泡が認められないこと	排水中毎日
pH	5 を超え 9 未満	排水中毎日
排水温度	45℃未満	排水中毎日
SS（浮遊物質量）	600mg/L 未満	1 回/週程度
有害物質（鉛）	0.1mg/L 以下	掘削期間中 1 回/月程度 (公定分析)
有害物質（ひ素）	0.1mg/L 以下	
有害物質（水銀）	0.005mg/L 以下	

これらの基準は、「東京都 23 区の下水排除基準」を用いた例であり、他の水域等へ排出する場合は、各基準を調査する必要があります。

【別紙添付資料】 工事排水管理結果の一例

測定項目：外観

測定日	観察結果	判定基準	判定	備考
20XX年〇月12日	異常なし	異常な着色や発泡が認められないこと	OK	目視
20XX年〇月13日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月14日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月15日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月16日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月17日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月19日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月20日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月21日	異常なし	〃	OK	〃
20XX年〇月22日	異常なし	〃	OK	〃

測定項目：pH

測定日	測定値	基準	判定	備考
20XX年〇月12日	6.7	5を超え9未満	OK	ポータブルpHメーター測定
20XX年〇月13日	7.2	〃	OK	〃
20XX年〇月14日	7.5	〃	OK	〃
20XX年〇月15日	6.8	〃	OK	〃
20XX年〇月16日	7.3	〃	OK	〃
20XX年〇月17日	7.0	〃	OK	〃
20XX年〇月19日	6.6	〃	OK	〃
20XX年〇月20日	6.9	〃	OK	〃
20XX年〇月21日	7.0	〃	OK	〃
20XX年〇月22日	7.1	〃	OK	〃

測定項目：排水温度

測定日	測定値	基準	判定	備考
20XX年○月12日	15.0	45℃未満	OK	水温計測定
20XX年○月13日	16.2	〃	OK	〃
20XX年○月14日	16.5	〃	OK	〃
20XX年○月15日	17.0	〃	OK	〃
20XX年○月16日	16.0	〃	OK	〃
20XX年○月17日	15.8	〃	OK	〃
20XX年○月19日	16.3	〃	OK	〃
20XX年○月20日	17.2	〃	OK	〃
20XX年○月21日	17.6	〃	OK	〃
20XX年○月22日	16.8	〃	OK	〃

測定項目：SS（浮遊物質量）

測定日	測定値	基準	判定	備考
20XX年○月12日	250 mg/L	600 mg/L 未満	OK	
20XX年○月20日	150 mg/L	〃	OK	

測定項目：有害物質（鉛）

採水日	分析値	基準	判定	備考
20XX年○月19日	0.005mg/L 未満	0.1 mg/L 以下	OK	公定分析

測定項目：有害物質（砒素）

採水日	分析値	基準	判定	備考
20XX年○月19日	0.005mg/L 未満	0.1 mg/L 以下	OK	公定分析

測定項目：有害物質（水銀）

採水日	分析値	基準	判定	備考
20XX年○月19日	0.0005 mg/L 未満	0.005 mg/L 以下	OK	公定分析



#### 4. 地下水調査（指定解除を求める場合）

地下水調査に係る観測井の配置図や分析結果、掘削面管理の結果等を明記すると良いでしょう。

##### (1) 地下水調査の内容

既往の調査結果より、表層付近の地下水流向は概ね北→南と考えられるため、地下水流向の最下流の区画B-2-2の1箇所に観測井を設置した（図4-1参照）。

観測井は自走式試料採取機を使用して掘削し、設置深度を3mとした（図4-2参照）。

（汚染深度が最深1mである事から、観測井の深度が3mあれば、対策工事による地下水への影響の確認は可能であるとし、設置深度は3mとした。）

調査は対策工事終了後に指定調査機関により実施し、地下水中のひ素・水銀濃度は地下水基準に適合していた。

記載事項は一例です。その他、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」の345ページ～346ページを参照すると良いでしょう。

##### (2) 観測井設置位置と構造

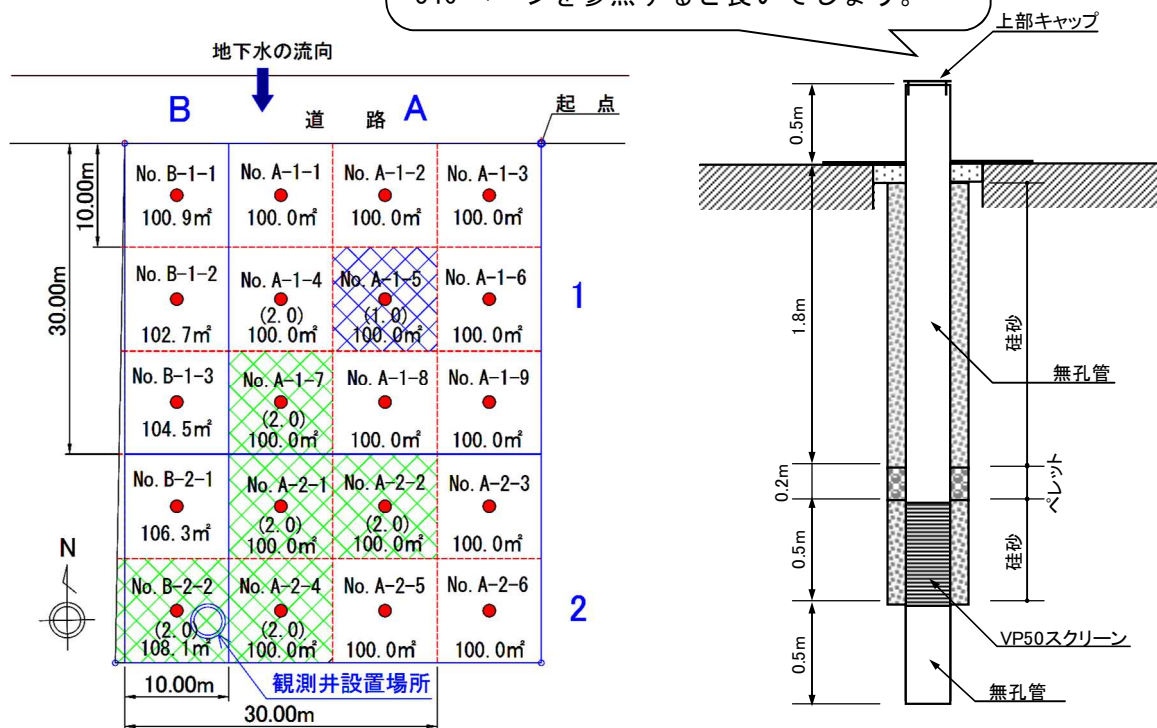


図4-1 観測井設置位置

図4-2 観測井構造図

##### (3) 地下水の分析結果

地下水の分析結果は、表4-1のとおりである。

指定解除のための地下水調査を指定調査機関以外が実施した場合、指定調査機関がその結果を公正に判断した上で、指定解除の根拠が適切であることが確認されなければ、指定解除とはなりませんので注意してください。

表4-1 地下水の分析結果

採取日	分析項目	濃度	地下水基準	備考
20XX年□月1日	ひ素	0.005 mg/L 未満	0.01 mg/L 以下	施工後 (対策工事完了後)
	水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005 mg/L 以下	

## 5. 実績工程表

項目	数量	単位	20XX年○月												20XX年△月												備考										
			10						20						31						10							20									
準備工	位置出し	1	式																																		
	仮囲い	180	m	設置																												撤去					
	敷鉄板	30	枚	敷設	敷設替え	敷設替え	撤去																														
対策工事	掘削	1,156.2	m <sup>3</sup>																																		
	汚染土壌運搬・処理 (水銀を含む汚染土壌)	389.2	t	陸上運搬 埋立処理																																	
	汚染土壌運搬・処理 (鉛汚染土壌)	1,692.0	t	陸上運搬 積替え(保管) 海上運搬 積替え・陸上運搬 抽出・洗浄処理																																	
	埋め戻し・整地	1,387.4	m <sup>3</sup>	埋め戻し 整地																																	
	出来形管理	1	式																																		
	排水管理	1	式																																		
	地下水調査 (指定解除の場合)	1	式	観測井設置 地下水調査および分析																																	
	後片付け	後片付け工	1	式	後片付け																																

## 6. まとめ

今回の対策工事では、汚染土壌による健康リスクを排除することを目的として実施し、6区画について全量掘削除去した。地下水調査を行った結果、ひ素と水銀の土壌溶出量基準不適合区画の掘削除去後の地下水は、地下水基準に適合していた。なお、埋め戻し土には健全性を確認した購入材を用いており、一連の対策工事实施により、汚染の除去は完了したこととなる。

### 《添付資料》

- ・掘削出来形管理図表
- ・土壌状況調査の濃度計量証明書（計画時と変更している場合や、絞り込み調査を実施した場合など）
- ・汚染土壌場外搬出処理の終了報告書
- ・埋め戻し土の濃度計量証明書
- ・地下水の濃度計量証明書
- ・工事排水管理結果
- ・排水の濃度計量証明書

### 《別冊資料》

- ・出来形測量写真
- ・搬出汚染土壌の管理表

- ・掘削前の位置出し写真（単位区画ごとに撮影）
- ・運搬車両への汚染土壌の積込み状況写真（代表的な地点のみ撮影）
- ・環境保全対策の実施状況写真（代表的な地点のみ撮影）
- ・掘削後の出来形確認写真（単位区画ごとに撮影）
- ・埋戻し後の全景写真（代表的な地点のみ撮影）

- ・管理票を整理した一覧表を添付します。
- ・管理票に記載された交付年月日、交付番号、車両番号、汚染土壌の体積・重量等を「運搬ガイドライン」の65ページを参照して一覧表に整理すると良いでしょう。
- ・原則として、C2票のみ添付してください。ただし、C2票だけでは文字が解読しにくい場合は、B2票又はA票も合わせて添付すると良いでしょう。なお、C2票のみ添付する場合は、C2票に「運搬受託者・処理受託者からの返送確認日」を必ず記載してください。
- ・また、汚染土壌処理施設等において、汚染土壌の重量を計量した記録についても、別冊書類として添付すると良いでしょう。